

第二次

富良野市環境基本計画

富良野市地球温暖化対策実行計画

～ふらのの魅力を支える環境と共生するまちをめざして～

平成23年3月

(平成29年3月変更)

富良野市

環境基本計画編

第1章 計画の基本的事項	1
1.1 計画策定の背景と役割	1
1.2 計画の基本的事項	2
1.2.1 計画の位置づけ	2
1.2.2 計画期間と目標年度、対象地域	3
1.2.3 対象となる環境の範囲	3
1.2.4 計画の主体と役割	4
第2章 環境基本計画のめざすもの	5
2.1 望ましい地域環境の将来像	5
2.2 基本目標と施策の体系	7
第3章 富良野市の環境施策と各主体の取組 （環境施策の展開と環境配慮行動指針）	8
3.1 自然共生社会のまちづくり	8
3.2 循環型社会のまちづくり	17
3.3 快適環境社会のまちづくり	19
3.4 低炭素社会のまちづくり	23
3.5 活動・協働社会のまちづくり	27
第4章 先導的に進める重点プロジェクト	32
第5章 計画を進めるために	34
5.1 計画の推進体制	34
5.2 計画の進行管理	34

地球温暖化対策実行計画編

第1章 計画の基本的事項	36
1.1 計画策定の背景と役割	36
1.2 計画の基本的事項	36
1.2.1 計画の位置づけ	36
1.2.2 計画期間と目標年度、対象地域	37
1.2.3 対象とする温室効果ガス	38
第2章 温室効果ガス排出の現状と削減目標	39
2.1 富良野市の温室効果ガスの排出状況	39
2.2 富良野市の温室効果ガスの削減目標	40
2.3 基本目標と施策の体系	43
第3章 温室効果ガス削減の施策と各主体の取組	44
3.1 富良野市が進める温室効果ガスの削減施策	44
3.2 各主体の温室効果ガスの削減の取組	48
第4章 計画を進めるために	50

資料編

資料編 01：環境基本計画・地球温暖化対策実行計画に関する用語解説	51
資料編 02：省エネ行動実践メニュー	61
資料編 03：市民、事業者、中学生アンケート結果の概要	64
資料編 04：環境基本計画・地球温暖化対策実行計画の策定経過	85

はじめに

富良野市では、平成 13 年に「富良野市環境基本条例」を制定し、その基本理念と基本方針を踏まえ、同年に「富良野市環境基本計画」、「富良野市地球温暖化防止計画書」を策定、『環境と共生』の文化を標榜する資源循環型のまちふらのの」を目指して、市民・事業者・市が協働で様々な取組を進めてまいりました。

上記の計画に基づく本市の環境施策の展開により、富良野の類稀な自然環境の保全をはじめ、高い資源化率による廃棄物処理・資源循環システムの構築などを推進してまいりましたが、変貌を続ける社会環境や深刻化する地球温暖化、資源・エネルギーの問題など、新たな課題が生じています。

このような背景のもと本市は、平成 23 年度を初年度とする「第二次 富良野市環境基本計画・富良野市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

この計画は、目標年次である 2020 年（平成 32 年）に向けて、環境面からのまちづくりの方向性（望ましい地域環境の将来像）として、「安心と希望、協働と活力の大地『ふらのの』～ふらのの魅力を支える環境と共生するまちをめざして～」の実現を目指すこととし、今後の環境の保全や創造に関する総合的な施策展開を示しています。

また、本市は豊かな自然環境や自然のエネルギーの恩恵を受けて、農業等の基幹産業や市民の営みが生まれ、さらにこれらの森林や農地が保全されることで、観光資源としての魅力的な森林・農村景観が維持されています。

本計画では、これら富良野の魅力を支える基盤である「環境」、「産業」、「観光」のつながりを強化し、好循環サイクルを構築する施策を重点プロジェクトとして位置づけ、取り組んでまいります。

これらの実現に向け、市民・事業者の皆様の一層のお力添えを賜るとともに、日々の生活の中の身近なところから、環境と共生するための取組の輪を広げていただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご審議いただいた環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただいた市民・事業者・関係者の皆様に、厚く感謝の意を表します。

平成 23 年 3 月

富良野市長 能登 芳昭

環境基本計画編

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景と役割

我が国では、平成5年に「環境基本法」、平成6年に第一次の「環境基本計画」を定め、さらに北海道においても平成8年に「北海道環境基本条例」、平成10年に「北海道環境基本計画」を定め、環境負荷を低減した持続可能な社会を目指し取り組みを進めています。

富良野市では、これらの国、道の施策と連携し、地域としての取り組みを進めるために、環境に対する保全・配慮・創造における基本的な指針として平成13年に「富良野市環境基本条例」を制定しました。

環境基本計画は、「富良野市環境基本条例」で示された基本理念と基本方針を踏まえ、富良野市の目指すべき地域環境の将来像を実現することを目的として、「富良野市環境基本条例」第8条に基づいて策定するものです。

●富良野市環境基本条例 第3条（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行うものとする。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築にむけ、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行うものとする。
- 3 地球環境保全は、人類の共通の課題であると共に、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者の日常生活及び事業活動において積極的に推進するものとする。

●富良野市環境基本条例 第7条（基本方針）

- 第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 人が自然と共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地及び水辺地等における多様な自然環境を保全する。
- (3) 身近な自然環境、個性を活かした都市景観の確保、歴史的文化的環境の形成を図り、潤いと安らぎのある良好な環境を創造すること。
- (4) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境に配慮した社会を実現するため、資源及びエネルギーの消費を押さえ、再資源化や廃棄物の減量に努め環境への負荷の少ない社会を構築すること。

●富良野市環境基本条例 第8条（環境基本計画）

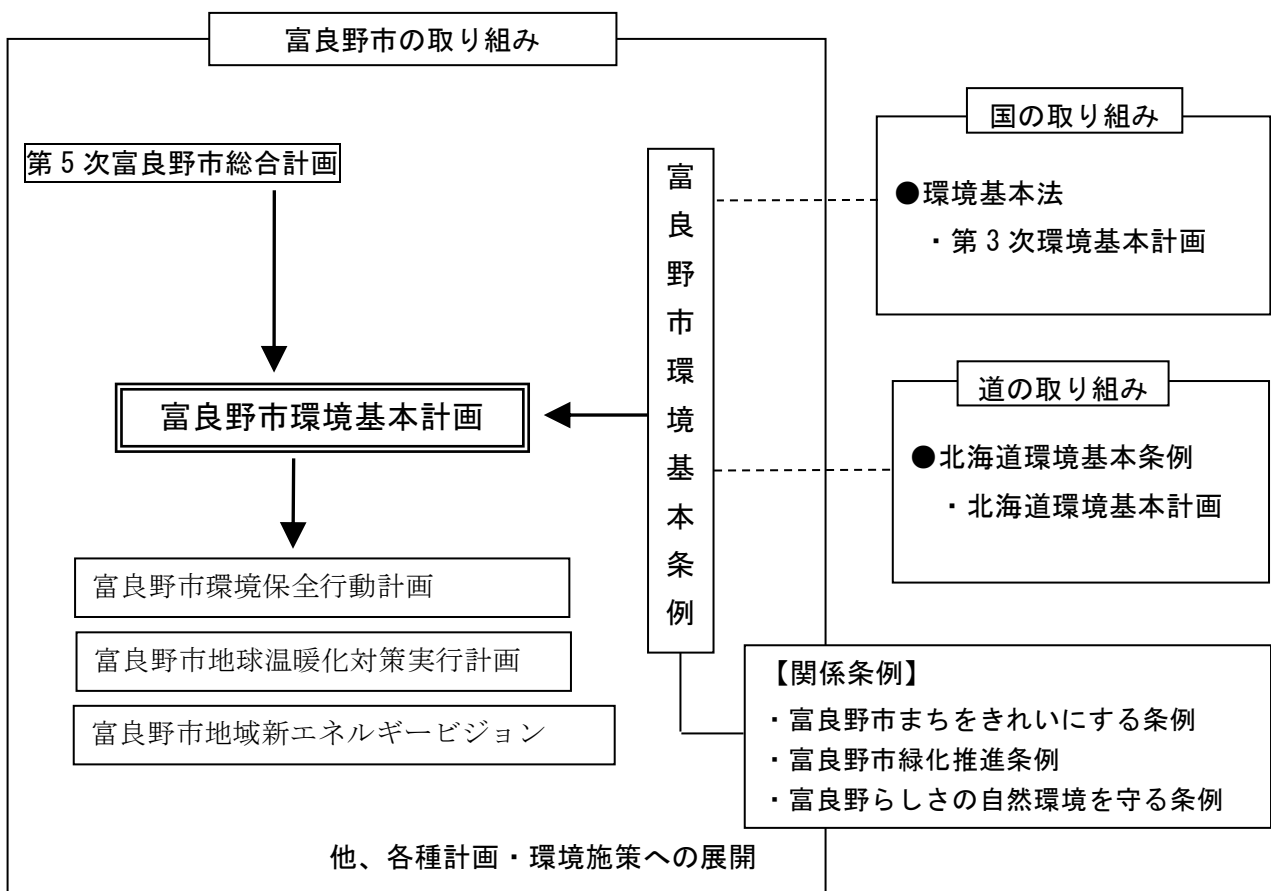
- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富良野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という）を策定するものとする。
2. 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。
- (1) 環境の保全及び創造に関する計画目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策目標
- (3) 環境の保全及び創造に関する重点施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項
3. 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、富良野市環境審議会の意見を聴かなければならない。
4. 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
5. 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

1.2 計画の基本的事項

1.2.1 計画の位置づけ

富良野市では、地域社会の発展に向けた総合的な取り組みを推進するため、「富良野市総合計画」を策定しています。

環境基本計画は、この「富良野市総合計画」に示された基本理念や将来像を、環境という側面から実現していくための計画として位置づけられ、総合計画と連携すると同時に、「富良野市地球温暖化対策実行計画」、「富良野市地域新エネルギービジョン」などの環境に関する個別計画の基盤として、富良野市が環境に対して進めていく全ての施策や事業の方針を示すものです。

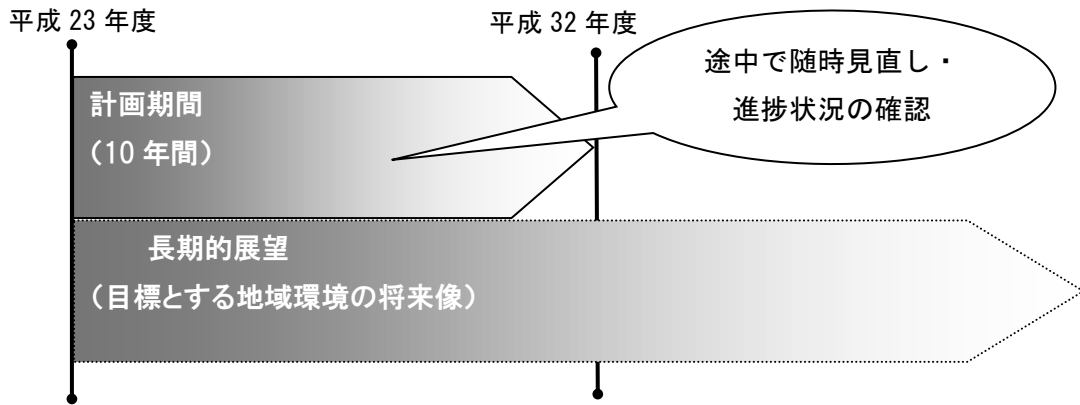


<富良野市環境基本計画の位置づけ>

1.2.2 計画期間と目標年度、対象地域

本計画の期間は平成 23 年度を初年度とし、目標年度を平成 32 年度とします。また、本計画は環境問題の進展や社会情勢の変化、市の環境に対する制度の整備等の進捗を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行います。

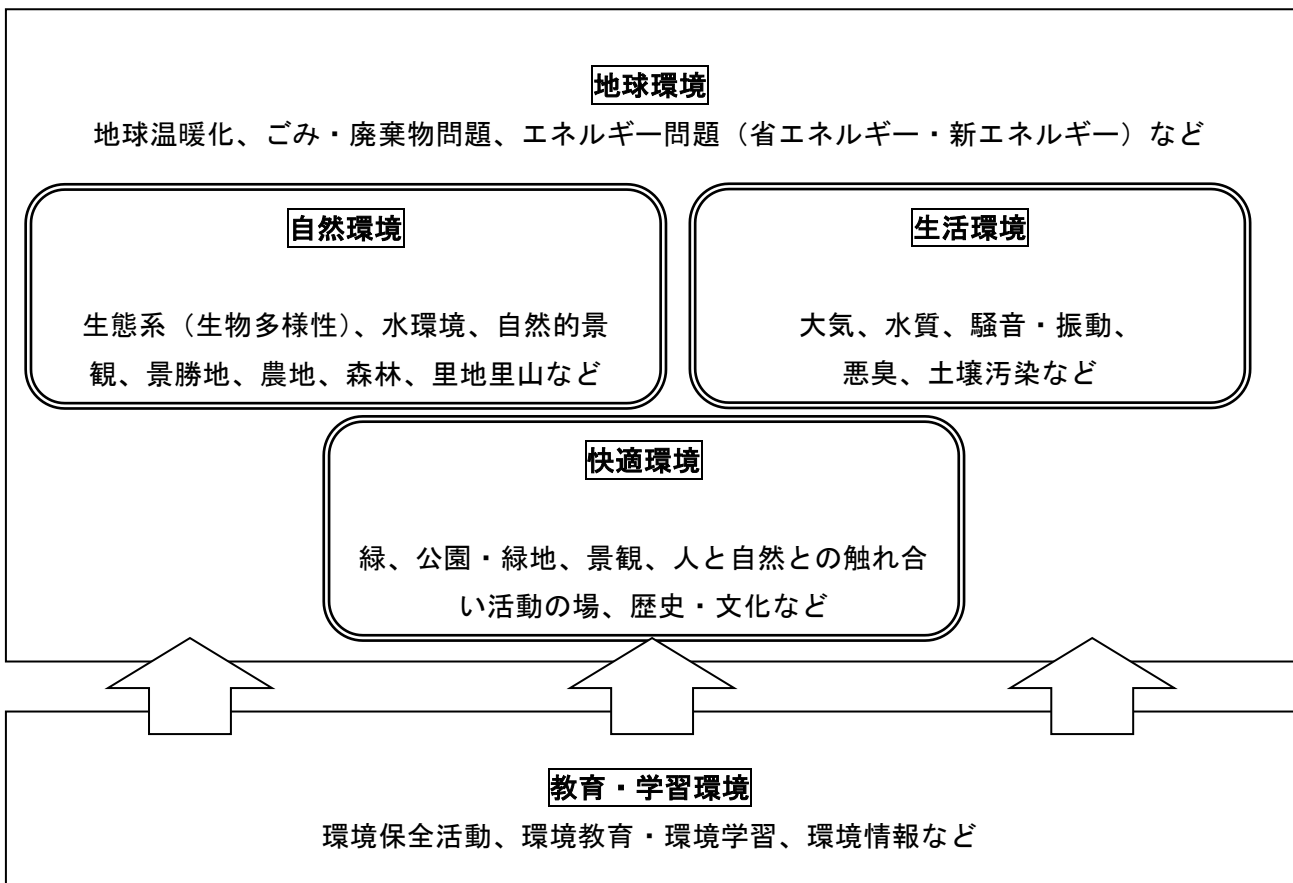
さらに、本計画の対象地域は、富良野市全域とします。



1.2.3 対象となる環境の範囲

本計画では、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的にとらえていくものとし、自然環境、生活環境、快適環境から地球環境まで幅広く対象の範囲とします。

また、各環境分野の行動に関する教育・学習環境についても対象とします。



1.2.4 計画の主体と役割

様々な環境問題に対応し、持続的な社会を築いていくためには市民・事業者・行政(市)それぞれが環境に対する責任感を持ち、自主的に取り組んでいくとともに、相互の連携と協働が欠かせません。本計画の主体は、富良野市を構成する全ての人・団体(市民・事業者・市・市民団体等)を対象とします。

各主体の責務は、「富良野市環境基本条例」に以下のように定義されています。

【市の責務】(富良野市環境基本条例第4条)

市は、市民の意見を反映して、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2. 市は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

【事業者の責務】(同第5条)

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の防止や自然環境の適正な保全のため、自らの責任において必要な措置を行うとともに、廃棄物の減量に努めなければならない。

2. 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めると共に、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

【市民の責務】(同第6条)

市民は、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

2. 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めると共に、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境基本計画のめざすもの

環境基本計画について、市民、事業者、市が共通認識のもと一体となって推進するため、将来を展望した本市における望ましい地域環境の将来像と、それを達成するために取り組むべき施策の方向性を計画目標、施策目標として体系的に示します。

2.1 望ましい地域環境の将来像

環境基本計画の「望ましい地域環境の将来像」は、「富良野市環境基本条例」の基本理念や基本方針を踏まえつつ、「富良野市総合計画」の将来像（めざす姿）を環境面から踏襲することとし、次のとおり設定します。

2.1.1 望ましい地域環境の将来像のねらい（ふらのらしさを求めて）

本市は、雄大な山並みと田園風景が織りなす魅力的な山林・農村景観を有しており、このことが素朴で人情に溢れる人間性を育むと共に、観光客にとっても癒しの里として多くのリピーターを呼んでいます。こうしたふらのの環境は、基幹産業である農業をはじめ、観光等の産業発展にとっても必要不可欠な要素であり、これこそが“ふらのらしさ＝魅力”を支える基盤となっています。

以上のことから、望ましい地域環境の将来像は、変貌を続ける社会に対応しながら、“ふらのらしさ＝魅力”を支える基盤である環境を共に支え、それぞれがその恩恵を享受しあうことで、環境と共生していくことを目指し、各施策を推進します。

<望ましい地域環境の将来像>

安心と希望、協働と活力の大地『ふらの』
～ふらのの魅力を支える環境と共生するまちをめざして～

【将来像の考え方】＜富良野市総合計画基本構想より＞

■自然の恵みと市民の営み

- ・ 広大な北海道の真ん中に位置する富良野市。大雪山系十勝岳と夕張山系芦別岳は、雄大で美しい山並みと盆地を形成し、山裾まで広がる森林は豊富な水と肥沃な大地をつくり、移ろいと彩りの四季は生産性の高い農業と勤勉な市民の生活を育んできました。
- ・ 私たちは、この恵まれた大地が産み出す多様な資源と生産活動の中で有効に活用しながら日々の営みを発展させ、大切な自然環境との共生を実践しながら、未来に託すことのできる郷土をつくる努力を重ねてきました。

■変貌を続ける社会環境

- ・ 近年、私たちの営みを取り巻く環境が大きく変貌してきました。少子高齢化と人口減少が進みつつある社会は、多様な価値観やライフスタイル、個性をお互いに認め合って自己実現をめざしていく社会へと進展し、その一方では、人々とのふれあいが希薄化し孤独な生活が生み出されています。
- ・ また、豊かさを求めてきた産業経済は、地球環境や食料自給率、生活や所得格差、地域間格差の解消といった喫緊の課題を引き起こしています。
- ・ しかし、いつの世も先人が幾多の困難を克服してきたように、この時代を生きる私たちが閉塞感を打ち破り、責任をもって将来への展望を見出し、解決していかなければならない課題です。

■未来につなぐ市民の力

- ・ かけがえのない自然の環境と豊穡の大地を大切に、助け合い、支え合うコミュニティを発展させながら未来につなぐのは、市民一人ひとりの力と地域の力です。
- ・ 将来像として掲げた「安心と希望、協働と活力の大地『ふらの』」は、市民の暮らしを地域と行政がしっかりと支え、そして、富良野の魅力や強みを市民が活かして創造するまちづくりを基本理念に、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし、子どもたちの笑顔があふれ、市民の行動が輝くまちを一体となってめざしていこうとするものです。

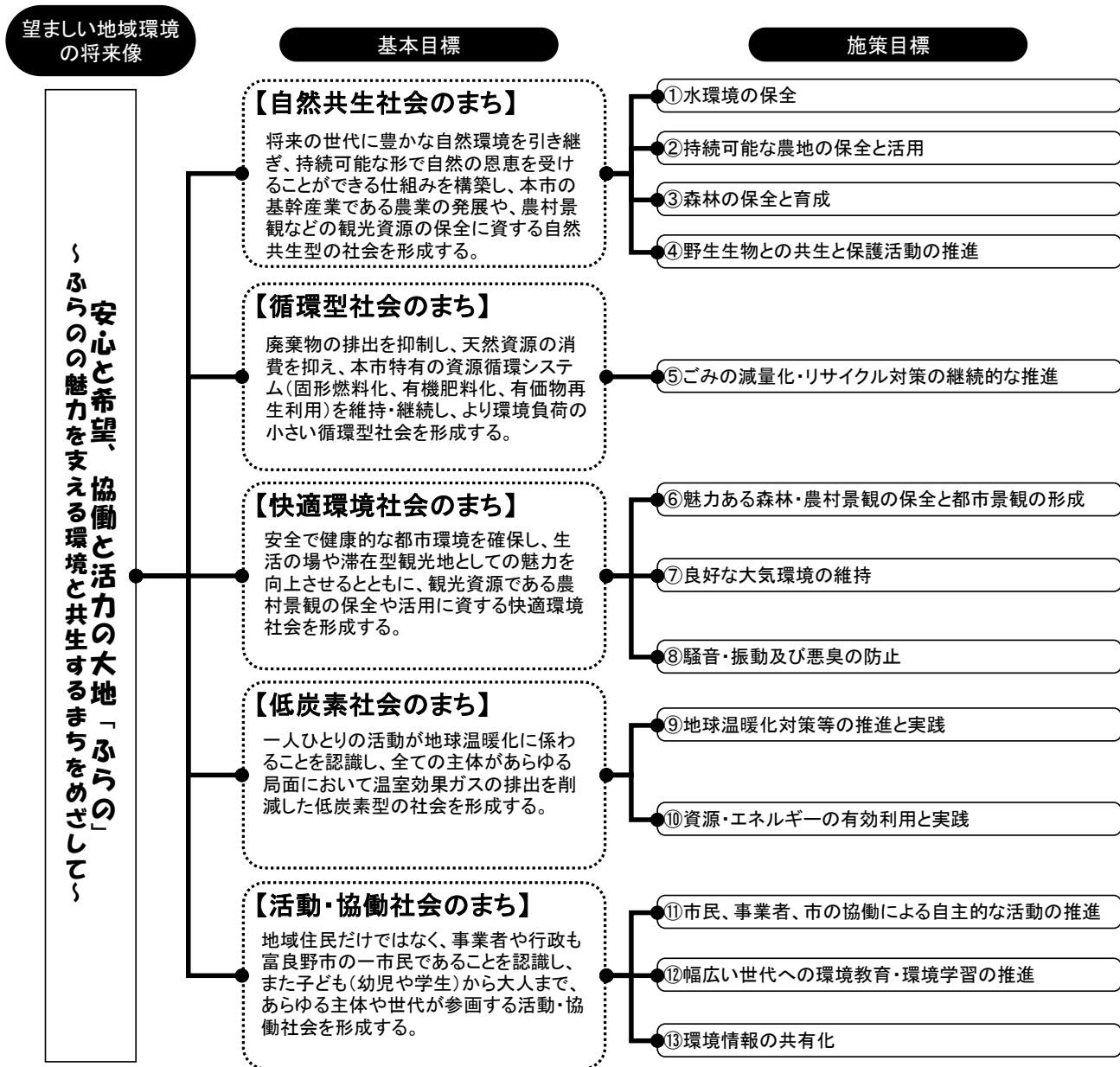
2.1.2 現行計画からの改定のポイント

新しい環境基本計画では、平成 23 年度からスタートする「第 5 次富良野市総合計画」に示された将来像を、環境という側面から実現していくための計画として位置づけられており、現行計画からの改定のポイントは以下のとおりです。

- 富良野の魅力を支える基盤である「環境」、「産業」、「観光」のつながりを強化し、好循環サイクルを構築する施策の展開（重点プロジェクト）
- 富良野の社会的特性（ヒトの力）や自然的特性（自然の力）を活かした地球温暖化や資源・エネルギー問題に対する施策の展開
- 計画を推進するための仕組みづくり（環境指標等を用いた進捗管理、広報等を活用した情報の公開）

2.2 基本目標と施策の体系

本市の環境基本計画の理念である「望ましい地域環境の将来像」を実現するためには、様々な環境課題に取り組んでいく必要があります。そのため、本計画では、5つの基本的な計画目標を掲げ、さらに計画目標を達成するための施策目標に基づき、施策を展開していきます。



<計画目標と施策の体系図>

第3章 富良野市の環境施策と各主体の取組

(環境施策の展開と環境配慮行動指針)

3.1 自然共生社会のまちづくり

～自然共生社会のまちづくり～

①水環境の保全

家庭からの生活排水や工場・事業所からの排水による河川や地下水の水質汚濁を防ぎ、また市内を流れる自然河川を保全・維持することで、本来の河川が備えている水の浄化機能を高め、市民が健やかに暮らし、多くの生物がみられる水環境を目指します。さらに、市内河川は、水道水源等として利用される空知川水系の上流域に位置することを鑑みて、流域全体の保全を進めます。

【施策の内容】

●良好な河川環境の保全と維持

- ・ 市内の自然河川を保全するとともに、市民や事業者等と協力した河川の美化・管理により、良好な河川環境を維持します。

●排水対策の継続的な推進

- ・ 市、市民、事業者が一体となった排水対策を推進し、排水による汚濁負荷を低減します。

●地下水監視体制の維持

- ・ 北海道等と協力し、安全な地下水の確保のため監視体制を維持・継続します。

●水質監視や監視体制の充実

- ・ 河川等の公共用水域の水質を継続的に監視するとともに、監視結果を公表します。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 節水や生活排水（油、合成洗剤等）の汚濁負荷を削減する。 ● 河川の美化・管理活動や植樹活動等の参加に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業場の排水対策（農薬の適正使用、浄化槽の設置等）を継続的に推進する。 ● 節水や排水の汚濁負荷低減に努める。 ● 河川の美化・管理活動や植樹活動等の参加に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然河川を保全し、必要に応じて自然に配慮した河川改修・整備を進める。 ● 継続的に公共下水道整備を推進し、下水道への接続に対する啓発活動を行う。 ● 工場・事業場に対する継続的な法令遵守の徹底を推進する。 ● 北海道等と協力し、安全な地下水の確保のため監視体制を維持・継続する。 ● 定期的な水質調査（河川等の公共用水域）を実施し監視する。 ● 国、道等の空知川水系の関係機関と協力し、流域全体の水環境保全を推進する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
水質環境基準達成率※1	100%（6/6 地点※2） （H27 年度）	100% （H32 年度まで毎年度）
水洗化率	95.11% （H26 年度）	95.61% （H32 年度）

※1 環境基準の類型当てはめをしている公共用水域（空知川及び西達布川）の環境基準（BOD）の達成割合

※2 空知川4地点、西達布川2地点

～自然共生社会のまちづくり～

②持続可能な農地の保全と活用

健全で持続可能な農業を発展させることで、生物の生存基盤としての土壌環境を保全するとともに、保水機能や景観形成など様々な機能の維持・向上を目指します。

さらに、本市の基幹産業の一つである農業について、地球温暖化対策や資源・エネルギー対策等を進めることで、環境に配慮した付加価値の高い農業生産活動を推進し、農業の振興を図ります。

【施策の内容】

●持続可能な地力の維持と有機肥料化の推進

- ・ クリーン農業の継続・拡大を推進すると同時に、研究機関等との連携を通して、適切な施肥・農薬使用や土壌流出の防止による持続可能な農地土壌の保全に努めます。
- ・ 農作物残渣の有機肥料化を推進し、廃棄物の発生抑制に努め、資源循環型の農業を構築します。

●市民等との協働による農地環境の保全

- ・ 農地やその周辺的环境保全を図るため、「多面的機能支払事業」などにより、農業従事者の他、水土里ネットふらの（土地改良区）、ふらの農業協同組合、市民等と協働し、地域美化や環境保全の活動を継続・推進します。

●低炭素型の農業生産活動の構築

- ・ 農業生産活動における化石燃料の代替エネルギー利用（木質バイオマスや中小規模水力発電など）を検討し、地球温暖化対策や資源・エネルギー対策等の環境に配慮した付加価値の高い農業生産システムの構築を目指します。

●環境・観光・農業の連携

- ・ 「北のクリーン農作物表示制度」（北海道）、「エコファーマー制度」（農林水産省）等の制度を活用して、消費者に対する安全安心な農作物の提供とPRを推進します。
- ・ 「メイドインフラノ事業」を推進し、1次産業・2次産業・3次産業をつなぐ取り組みを推進します。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 地産地消を心がけ、富良野の農業振興に協力する。 ● 農地や農業資源の持つ多面的機能の維持・発揮のための地域共同活動に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業事業者は、環境保全型農業（クリーン農業）を継続・推進する。 ● 農業事業者は、低炭素型の農業生産活動に対して積極的な協力や検討を進める。 ● 農地や農業資源の持つ多面的機能の維持・発揮のための地域共同活動に積極的に参加する。 ● 農地や農業資源の持つ多面的機能の維持・発揮のための地域共同活動に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーン農業（土壌診断、施肥の適正使用、農薬や化学肥料の削減）の継続・拡大を推進し、農地土壌を保全する。 ● 農作物残渣の有機肥料化を推進し、資源循環型農業を構築する。 ● 多面的機能支払事業を活用し地域の環境保全活動を支援する。 ● ハウス栽培等の重油代替エネルギーとして、木質バイオマスの利用を検討・推進する。 ● 農業用水を活用した中小規模水力発電の導入を検討・推進する。 ● 安全安心な農作物、クリーン農業、地産地消の取組の支援を行い、消費者（市民、観光客等）へのPRを推進する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
市内のJGAP（農業生産工程管理）認定件数	5 農場 (H25 年度)	10 農場 (H30 年度)
食の安全安心等に関する研修会受講者数	117 人 (H26 年度)	150 人 (H32 年度)

■クリーン農業（北のクリーン農作物表示制度）

北海道全体で取り組んできた「クリーン農業」を土台として、農薬や化学肥料の使用を削減して生産することを目的に道立農業試験場等により開発・改良された「クリーン農業技術」を導入して、技術導入前に比べて農薬や化学肥料の投入量を削減して生産された、よりクリーンな農産物について、その栽培方法などを分かり易く表示することにより、道産農産物の優れた点をアピールする制度です。

■多面的機能支払事業（旧農地・水・環境保全向上対策）

農地・農業用水等の保全・管理のための地域ぐるみの活動を支援する制度で、平成 27 年 4 月から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施しています。活動地域は農振農用地区域内が原則で、活動組織に対して補助金が交付されます。

■エコファーマー制度

農業従事者が堆肥などにより土づくり、有機肥料の使用（化学肥料の削減）、農薬使用の削減に関する環境にやさしい農業の「導入計画」を作成し、認定を受ける制度のことです。

■GAP（農業生産工程管理）とJGAP

農業生産工程管理（GAP : Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。

また、JGAP とは農場や JA 等の生産者団体が活用する農場・団体管理の基準であり、認証制度です。農林水産省が導入を推奨する農業生産工程管理手法の 1 つです。

■メイドインフラノ推進事業

1 次・2 次・3 次産業それぞれの分野で、地元農産品を活用するメイドインフラノ事業に取り組んでいきます。

～自然共生社会のまちづくり～

③森林の保全と育成

本市は、市総面積の約70%が森林を占め、森林面積の所有別内訳は、国有林34%、民有林のうち東京大学演習林53%、その他民有林13%で構成されています。

森林は、水源かん養、水質の浄化、自然災害の防止、土壌保全、野生生物の生息地、木材等の物質生産などの多様な機能を有しており、特に本市の基幹産業である農業や観光業と深い関わりのある森林の保水機能や景観形成機能を保全するとともに、地球温暖化の緩和機能（二酸化炭素の吸収・固定機能）を高めるための育成を進めます。

【施策の内容】**●総合的な森林の整備及び保全の推進**

- ・ 「富良野市森林整備計画書」に基づき、重視すべき機能に応じた森林の区分（水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林）を行い、多様な森林の整備及び保全を推進します。
- ・ 北海道や森林組合と協力して、森林施業の共同化・合理化、担い手の育成・確保を促進し、安定的な林業経営を推進します。
- ・ 森林荒廃地やアスベスト鉱山跡地の緑化を推進し、水源かん養、水質浄化等の森林機能の向上を図ります。

●多様な主体や観光と連携した森づくりの推進

- ・ 市民、環境団体、民間企業との協働による森づくりを進めるとともに、植樹・育林活動と環境をテーマとした体験学習等を推進します。

【主体別の取組内容】

市民 の取組	事業者 の取組	市 の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 市内で実施される植樹・育林活動等に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内で実施される植樹・育林活動等に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「富良野市森林整備計画書」に基づき、多様な森林の整備及び保全を推進する。 ● 森林施業の共同化・合理化、担い手の育成・確保を促進し、安定的な林業経営を推進する。 ● 森林荒廃地やアスベスト鉱山跡地の緑化を推進する。 ● 市民、環境団体、民間企業との協働による森づくりを進めるとともに、植樹・育林活動と環境をテーマとした体験学習等を推進する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
市有林面積	834ha (H26 年度)	840ha (H32 年度)

～自然共生社会のまちづくり～

④野生生物との共生と保護活動の推進

本市は、広大な森林、河川など野生生物が生息・生育する自然環境に恵まれており、貴重な動植物の保護・保全活動を推進するとともに、農林業に対するエゾシカ、ヒグマ等の鳥獣被害や、外来生物による生態系への影響に対処し、人と野生生物が共生できるまちを目指します。

【施策の内容】

●野生鳥獣被害対策の促進

- ・ 「富良野市鳥獣被害防止計画」等に基づき防除事業の継続的な推進と、国や北海道、猟友会と連携した総合的な野生鳥獣被害対策を促進します。

●外来生物問題の普及啓発活動の推進

- ・ 特定外来生物（アライグマ、セイヨウオオマルハナバチ等）による生態系、人的・農林業への被害や、生態系や景観を損なう外来植物の繁茂等の各種問題について、市民、事業者への情報提供や啓発活動を推進します。

●自然保護活動や啓発活動の充実

- ・ 市内の自然保護活動や啓発活動においては、多様な主体（市民、環境団体、市外在住者や観光客）の参加を推進し、人材の育成と活動の充実を図ります。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 鳥獣被害や外来生物問題に対する理解を深め、外来生物を飼育するときは適正な管理を行う。 ● 地域の野生生物や生態系の保全活動や自然観察会に参加・協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 鳥獣被害や外来生物問題に対する理解を深め、生態系に配慮した事業活動を行う。 ● 地域の野生生物や生態系の保全活動や自然観察会に参加・協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「鳥獣被害防止計画」に基づき防除事業を継続的に推進する。 ● 鳥獣被害や外来生物問題に関する情報を収集し、市民、事業者に対する啓発を行う。 ● 市内の自然保護活動や啓発活動（太陽の里ふれあいの森でのヘイケボタルが生息できる環境づくり、夕張・芦別山系のナキウサギ個体群保全活動、自然観察会など）のPRや人材育成を推進する。 ● 自然環境団体やNPO等と連携した野生生物保全活動を推進する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
農業活動における野生鳥獣被害面積※ ³	339ha (H26 年度)	237ha (H30 年度)
農業活動における野生鳥獣被害額※ ³	81,579 千円 (H26 年度)	57,104 千円 (H30 年度)

※³ 富良野市鳥獣被害防止計画より

■「太陽の里ふれあいの森」におけるヘイケボタルが生息できる環境づくり

「太陽の里ふれあいの森」は、国有林において国民参加の森林づくりを推進する仕組み（遊々の森）を活用して、上川南部森林管理署と2002年12月に協定を結び、芦別岳の麓にあり、勇振川沿いにある野外体験活動施設「太陽の里キャンプ場」の周囲、51haにひろがる水と緑があふれる森です。太陽の里ふれあいの森では、森林の利用（森に触れて、遊ぶ）を通じた子どもたちの人格形成や、幅広い知識の習得を行う場として利用されています。

また富良野市生涯学習センターが体験学習を行う野外フィールドの一つにもなっており、敷地内ではヘイケボタルが生息できる環境づくりが進められています。

<http://furano.sub.jp/modules/news/index.php?storytopic=19/>

■ナキウサギの鳴く里づくりプロジェクト協議会

「ナキウサギの鳴く里づくりプロジェクト協議会」は平成19年度に富良野市博物館を事務局として結成され、夕張山地に生息するエゾナキウサギ個体群を象徴として富良野市域並びに富良野地方のエゾナキウサギに関する調査、教育普及、保全の推進を目的としています。

これまでエゾナキウサギ生息地での観察会や講演会、人と野生生物の関わりをメインテーマとするシンポジウムを開催しています。

<http://furano.sub.jp/modules/news/index.php?storytopic=23/>

■自然観察会（富良野の自然に親しむ集い）

「富良野の自然に親しむ集い」は、富良野市博物館と富良野の自然に親しむ会が共催し、市内の鳥沼公園、東大演習林、朝日ヶ丘公園などで、地域の自然を学ぶ観察会です。一年間に4～5回程度開催しています。

■東大演習林の公開事業

東大演習林（正式名称：国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林）では、広く一般市民を対象とした公開事業として、「市民公開セミナー」、「大麓山ハイキング登山会」などを定期的に開催しています。

<http://www.uf.a.u-tokyo.ac.jp/hokuen/index.html>

■山川草木を育てる集い（富良野本部）

「山川草木を育てる集い」は、身近な自然を大切にしている意識の醸成や緑化の推進のため長年にわたりボランティア活動を行っている市民グループで、空知川河畔への植樹や観察会などを実施しています。

3.2 循環型社会のまちづくり

～循環型社会のまちづくり～

⑤ごみの減量化・リサイクル対策の継続的な推進

これからの少子高齢化や人口減少が進む社会の変遷に対応しながら、現在の廃棄物処理・資源循環システム（材質に応じた適切な資源化处理）を維持・継承し、さらなるごみの減量や資源の節約を実践するとともに、不法投棄やポイ捨て対策を進め、質の高い循環型社会のまちを目指します。

【施策の内容】

●ごみ減量化やリサイクル対策の継続的な推進

- ・ ごみの減量化やリサイクルに対する普及啓発活動を継続的に推進し、さらなる「ごみゼロ」に対する市民・事業者意識の高揚に努めます。

●廃棄物処理・資源循環システムの維持

- ・ 市民、事業者に対するごみ分別の徹底を継続的に推進し、現在の廃棄物処理・資源循環システム（固形燃料化、有機肥料化等）の維持による高い資源化率を継続します。
- ・ 市内でのバイオ燃料利用など近年の技術革新を取り入れた新たな廃棄物循環システムの検討を進めます。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 現在取り組んでいるごみの減量や分別を継続して実践し、さらなる減量化に努める。 ● ごみ減量等の市内の環境活動（ふらの eco・ひいきカード、レジ袋削減協定）に積極的に参加する。 ● 製品の長期利用（修理や交換）、リサイクル製品の利用、グリーン購入（環境ラベル商品）を優先する。 ● 無包装又は簡易包装の商品購入を優先する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動に伴う廃棄物の排出抑制、リサイクルを徹底する。 ● 消費者のごみ削減やリサイクルに資する取組（レジ袋削減、簡易包装等）を実践する。 ● ごみ減量等の市内の環境活動（ふらの eco・ひいきカード、レジ袋削減協定）に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ減量化等に関する普及啓発活動（ごみ分別説明会、広報、フェア・環境展、レジ袋削減等）を継続的に実施する。 ● 現在の廃棄物処理・資源循環システム（固形燃料化、有機肥料化等）の維持による高い資源化率を継続する。 ● 市内でのバイオ燃料利用など近年の技術革新を取り入れた新たな廃棄物循環システムの検討を進める。 ● ごみ削減やリサイクルの成果や効果を分かりやすく市民に公表し、さらなる取組を推進する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
1人1日当たりのごみ排出量	881g/人・日 (H26年度)	829g/人・日 (H32年度)
ごみの再資源化処理率※4	91% (H26年度)	95% (H32年度)

※4 再資源化処理率：廃棄物収集量に対する資源化量（固形燃料、有機肥料、有価物再生利用量）が占める割合を示す。

■ふらの eco・ひいきカード

「ふらの eco・ひいきカード」は、省エネ製品・サービスの購入・利用または省エネ行動に伴いポイントがたまり、そのポイントを商品購入などに活用できるエコポイントを付与し、獲得したエコポイントの価値を還元するシステムで、ごみ削減や温室効果ガス削減を目指し、平成20年6月からスタートしています。

詳しくは、下記「ふらの eco・ひいきカード会」構成団体事務局までお問合せください。

構成団体：ふらの市民環境会議、富良野商工会議所、山部商工会、ふらの観光協会、富良野市（商工観光課）

■レジ袋削減協定

平成20年10月より、市内大型店舗の3事業者と富良野消費者協会及び富良野市は、ごみ減量化やリサイクル活動に取組み、地球温暖化防止及び循環型社会の構築に向け、市民、事業者、行政の協働による「環境にやさしいまちふらの」の確立の一環として、マイバック持参、レジ袋削減の取組みを推進することを目的として協定を締結し推進しています。

3.3 快適環境社会のまちづくり

～快適環境社会のまちづくり～

⑥ 魅力ある森林・農村景観の保全と都市景観の形成

雄大で美しい大雪山系十勝岳連峰と夕張山地の山並みや、農業の営みの中で維持されてきた農村景観を保全するとともに、その景観と調和した美しい街並みと緑豊かな生活空間を有する都市景観を形成し、環境・観光資源としての魅力的な景観づくりを目指します。

【施策の内容】

● 総合的な景観行政の推進

- ・ 「景観法」に基づき富良野の自然、歴史、文化等の人々の生活、経済活動との調和により形成される景観の保全・創出に関する総合的な景観行政を推進します。

● 農業振興の推進による農村景観の保全

- ・ 農業の担い手や組織の育成、農業や観光業が連携した体験型観光、地産地消の促進などによって農業経営の安定化・富良野ブランドの確立を図り、農業振興を推進し、環境観光資源としての農村景観を保全します（施策内容の詳細は、「②持続可能な農地の保全と活用」を参照）。

● 快適な都市景観の形成

- ・ 市民、事業者、観光客等の環境美化意識を高め、全ての主体が地域の景観形成に参加・協力頂けるよう取り組むとともに、人口減少・高齢化社会に対応した都市景観づくりを推進します。

● 不法投棄・ポイ捨て対策の推進

- ・ 関係機関（上川総合振興局、管内市町村）、警察、市民などと連携を図り、不法投棄の監視体制を強化するとともに、不法投棄者に対しては厳格に対処します。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● タバコやごみのポイ捨てをしない。 ● 公園や街路等の公共施設の美化や景観形成に協力する。 ● 地域社会を担う一員として、都市の景観づくりの活動や取組（環境美化や環境マナー、緑化、維持管理）に積極的に参加・協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外広告物、事業所内の緑化や周辺の清掃など地域の景観に配慮した事業活動に努める。 ● 地域社会を担う一員として、都市の景観づくりの活動や取組（環境美化や環境マナー、緑化、維持管理）に積極的に参加・協力する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「景観法」に基づく景観条例の制定や景観計画の策定を検討し、富良野の自然的条件や社会的条件と調和した景観づくりを推進する。 ● 耕作放棄地の再生利用を推進し、農村景観の保全を図る。 ● 環境美化に対する市民、事業者、観光客の意識啓発を図るとともに、美化運動を支援する。 ● 公園緑地や街路等の公共施設の長寿命化やユニバーサルデザイン化を進め、安全安心で地域住民に潤いとゆとりを提供する都市空間の形成を推進する。 ● 関係機関（上川総合振興局、管内市町村）、警察、市民などと連携を図り、不法投棄の監視体制を強化する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
春秋の環境美化運動の参加団体数	146 団体 (H26 年度)	200 団体 (H32 年度)
公園施設修繕数	7 公園 (H26 年度)	32 公園 (H32 年度)

～快適環境社会のまちづくり～

⑦良好な大気環境の維持

本市は、清浄な空気を生み出す豊かな自然に恵まれ、且つ大気汚染の発生源（工場・事業場、自動車等）も少ないことから、現状の大気環境に関する施策を継続的に推進し、良好な大気環境を維持します。

【施策の内容】

●事業活動に対する継続的・日常的な対策の推進

- ・ 関係法令に基づき、工場、事業場等で生じる日常的な問題への対応や地域住民との良好な関係づくりの支援を進めるとともに、より良い大気環境づくりの啓発に努めます。

●大気（アスベスト：石綿）監視の実施

- ・ 市内にはアスベスト（石綿）鉱山跡地があることを鑑みて、大気質（アスベスト）の状況を継続的に監視すると共に、監視結果を公表します。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 近距離移動は、徒歩や自転車を利用し、車に依存しない生活を実践する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業場の大気汚染対策を継続的に推進する。 ● 日常的に地域社会との積極的な交流と配慮に努め、無用な苦情やトラブルを回避する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者や自転車利用者が安全で安心して通行できるまちづくりを計画的に推進する。 ● 工場・事業場に対する継続的な法令遵守の徹底を推進する。 ● 相談・苦情など日常的な問題に対する対応や地域住民との良好な関係づくりの支援を進める。 ● 定期的な大気質調査（アスベスト）を実施し監視する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
大気環境基準達成率※ ⁵	100% (H27年度)	100% (H32年度まで毎年度)

※5 大気環境測定におけるアスベスト（石綿）濃度の基準達成割合

～快適環境社会のまちづくり～

⑧騒音・振動及び悪臭の防止

工場や事業場、建設作業等による騒音や振動、悪臭の対策を継続的に推進するとともに、近隣騒音等の日常生活の営みから発生する問題の低減を図ることで、静かで快適な暮らしやすいまちを目指します。

【施策の内容】

●近隣公害や未規制地域に対する対策の推進

- ・ 近隣公害（生活に密着した住まいや生活環境をめぐる近所同士のトラブル）や関係法令に基づく規制地域外の問題に対する相談・苦情窓口を設け日常的な問題に対する対応や地域マナーづくりの支援を進め、地域社会の向上を図ります。

●事業活動に対する継続的・日常的な対策の推進

- ・ 関係法令に基づき、工場、事業場等で生じる日常的な問題への対応や地域住民との良好な関係づくりの支援を進めるとともに、より良い生活環境づくりの啓発に努めます。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣や地域社会に配慮した生活（深夜騒音やごみ悪臭など）を心掛ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業場の騒音、振動及び悪臭対策を継続的に推進する。 ● 日常的に地域社会との積極的な交流と配慮（工事や作業時間帯、工事車両の運行経路等）に努め、無用な苦情やトラブルを回避する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業場に対する継続的な法令遵守の徹底を推進する。 ● 相談・苦情など日常的な問題に対する対応や地域住民との良好な関係づくりの支援を進める。 ● 歩行者や自転車利用者が安全で安心して通行できるまちづくりを計画的に推進する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
騒音に関する環境基準達成率※6	100% (H27年度)	100% (H32年度まで毎年度)

※6 自動車騒音常時監視における環境基準達成の割合

3.4 低炭素社会のまちづくり

～低炭素社会のまちづくり～

⑨地球温暖化対策等の推進と実践

地球温暖化とその主要要因である温室効果ガス排出量の増大は、大気汚染や酸性雨、オゾン層破壊にも係わる現在の国際社会の主要な環境問題です。本市では地域の自然的・社会的特性を活かし、化石燃料の代替エネルギーの導入、木質バイオマスの利用、吸収源対策など多角的にこの問題に取り組んでいきます。

【施策の内容】

●計画的な地球温暖化対策の推進

- ・ 「富良野市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市民、事業者、市の全ての主体が協働のもと計画的に温室効果ガス排出量を削減し、削減目標の達成を推進します。

●富良野市の特性を活かした地球温暖化対策の推進

- ・ 温室効果ガスの排出量が増加している民生家庭部門を中心として、ライフスタイルの転換による排出抑制や、地域の自然的・社会的特性を活かした再生可能エネルギー（木質バイオマス、太陽光・熱、水力など）の利用を推進します。
- ・ 森林や緑地が持つ二酸化炭素の吸収・固定機能を高めるために、森林の計画的な施業・管理を行うとともに、都市公園、道路緑地等の都市緑化の整備や管理を推進します。

●進捗状況の点検と情報の公表

- ・ 市、市民、事業者が地球温暖化に関する情報を共有するため、国内外の先進事例や、市内の温室効果ガス排出量の定期的な把握を行い、対策の進捗状況を点検するとともに、その結果を公表します。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣の見直し(近距離移動における徒歩や自転車の利用)や省エネ行動(エコドライブ、節電、暖房温度)を実践し、ライフスタイルの転換を図る。 ●家庭での木質ペレット暖房、太陽エネルギー利用等、再生可能エネルギーの導入を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動の見直しや省エネ行動を実践し、ワークスタイルの転換を図る。 ●事業活動における再生可能エネルギー(木質バイオマス、太陽光・熱、水力など)の導入を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「富良野市地球温暖化対策実行計画」に基づき、計画的に温室効果ガス排出量を削減し、削減目標の達成を推進する。 ●先進事例や温室効果ガス排出量の定期的な把握を行い、対策の進捗状況を点検するとともに、その結果を公表する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
富良野市全体でのCO2排出量 ^{※7} (2005年(H17年)に対する削減割合)	248千t-CO2 (H17年度)	204千t-CO2 (▲17.5%) (H32年度)
1人あたりのCO2排出量 (2005年(H17年)に対する削減割合)	9.9t-CO2 (H17年度)	9.5t-CO2 (H32年度)

※7 削減目標は北海道地球温暖化対策推進計画に準じて設定

詳細な地球温暖化対策に関する施策の内容は、「富良野市地球温暖化対策実行計画」に示します。

～低炭素社会のまちづくり～

⑩資源・エネルギーの有効利用と実践

将来的に枯渇の危機が懸念される化石燃料（石油や石炭、天然ガスなど）への依存や地球温暖化への影響を低減した低炭素社会を実現していくため、有限な資源・エネルギーの有効利用を進めるとともに、再生可能なエネルギー利用への転換を目指します。

【施策の内容】

●省エネルギー行動の更なる実践

- ・ 市民、事業者、市等が一体となって、生活習慣や事業活動を見直し、省エネ行動を実践し、ライフスタイルやワークスタイルの転換を図ります。

●計画的な再生可能エネルギー利用の推進

- ・ 「富良野市地域新エネルギービジョン」等に基づき、地域の自然的・社会的特性を活かした再生可能エネルギー（木質バイオマス、太陽光・熱、水力など）の利用を推進するため、補助制度やモデル事業（公共施設）の導入によって普及啓発を図ります。

【主体別の取組内容】

市民 の取組	事業者 の取組	市 の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣の見直し(近距離移動における徒歩や自転車の利用)や省エネ行動(エコドライブ、節電、暖房温度)を実践し、ライフスタイルの転換を図る。 ●家庭での木質ペレット暖房、太陽エネルギー利用等、再生可能エネルギーの導入を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動の見直しや省エネ行動を実践し、ワークスタイルの転換を図る。 ●事業活動における再生可能エネルギー（木質バイオマス、太陽光・熱、水力など）の導入を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設の長寿命化や合理的・効率的な維持管理を進め、資源・エネルギーの有効利用を図る。 ●導入可能な再生可能エネルギーの調査、検討、事業化テストを進め、早期実現を推進する。 ●家庭や事業所に対する補助制度やモデル事業（公共施設）の導入によって普及啓発を図る。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
富良野市全体での電力由来 CO2 排出量 (基準年(1990年)に対する削減割合)	79,382t-CO2/年 (H21年度)	20%削減 (H21年度比、H32年度)
富良野市全体での灯油由来 CO2 排出量 (基準年(1990年)に対する削減割合)	49,337t-CO2/年 (H21年度)	3%削減 (H21年度比、H32年度)
富良野市全体での重油由来 CO2 排出量 (基準年(1990年)に対する削減割合)	20,374t-CO2/年 (H21年度)	41%削減 (H21年度比、H32年度)

詳細な資源・エネルギー対策に関する施策の内容は、「富良野市地球温暖化対策実行計画」に示します。

3.5 活動・協働社会のまちづくり

～活動・協働社会のまちづくり～

⑪ 市民、事業者、市の協働による自主的な活動の推進

良好な環境づくりを推進するにあたっては、市、事業者、市民等が公平な役割分担のもとで、環境に配慮した行動を実践していく必要があります。また、富良野市は豊かな自然環境資源（且つ観光資源）を有するため、これら活動拠点を活かして、観光客や関連団体と協働した取組が必要です。そのため、市、事業者、市民等が参加し、自主的な活動を実践するまちを目指します。

【施策の内容】

●環境団体活動の拡大・強化

- ・ 環境団体活動の普及啓発や支援を進め、人的ネットワークや活動ネットワークの拡大・強化を推進します。

●自然環境資源を活かした多様な主体の参加

- ・ 富良野の豊かな自然環境資源（森林、農地、河川）、観光地、身近に自然と触れ合える空間（公園や緑地）を活かして、市民、事業者、環境団体、観光客など多様な主体が参加できる活動や取組を支援、推進します。

●環境活動の拠点を活かした活動の充実

- ・ 太陽の里ふれあいの森（国有林：遊々の森）、鳥沼公園、市の公有林など既往の環境活動の拠点を活かした環境活動の充実を図ります。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境団体活動や市民活動、環境への取組に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境団体活動や市民活動、環境への取組に積極的に参加する。 ● ISO14001 や、中小企業を対象としたエコアクション 21、北海道環境マネジメントシステムスタンダード【HES】等による環境経営の導入に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や事業者に対する環境団体活動の周知、普及啓発を図り、活動の拡大・強化を推進する。 ● 富良野の豊かな自然環境資源（森林、農地、河川）、観光地、身近に自然と触れ合える空間（公園や緑地）を活かして、市民、事業者、環境団体、観光客など多様な主体が参加できる活動や取組を支援、推進する。 ● 観光客への観光環境税の導入を検討する。 ● 環境学習拠点（太陽の里ふれあいの森等）の利用を進め、営利目的との仕分けやルール作りを検討し活動拠点の充実を図る。

■ ISO14001（アイエスオー14001）

環境マネジメントシステムに関する規格で、事業者などは、環境管理を実施する際にこの規格を標準的な手法として用いることができます。また、事業者は、この規格に基づいて環境管理を行っていることについて、第三者（審査登録機関）の認証を受けることで、環境に配慮した活動を行っていることを国際的に証明することができます。

■ エコアクション 21

環境省が策定した中小事業者などでも容易に取り組める環境マネジメントシステムのことで、ISO14001 をベースとしつつ、取り組みやすいシステムであるため、簡易版 ISO とも言われています。審査登録費用も ISO14001 より低く設定され、二酸化炭素、廃棄物、水使用量の削減や環境活動レポートの作成・公表が必要事項となります。この取組を行った事業者が、外部の審査を受け、認証を受けることで、環境に配慮した活動を行っている事業者として登録されます。

<http://www.ea21.jp/>

■ 北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES）

国際規格である ISO14001 を基本とし、多くの中小企業や各種団体等、多くの組織が容易に取り組める環境マネジメントシステムとして、社団法人北海道商工会議所連合会が中心となり、経済団体、環境関係団体、行政機関（北海道・札幌市）の協力を得て構築し、より分かり易く、より安価で、より取り組みやすくしたもので、環境保全活動と取り組みと経営の安定を支援するためにつくられた環境規格です。

<http://www.hokkaido.cci.or.jp/hes/>

～活動・協働社会のまちづくり～

⑫幅広い世代への環境教育・環境学習の推進

多様化する環境問題への理解の深化を図るため、家庭、学校、地域、企業や事業所などにおいて、生涯にわたる質の高い環境教育・環境学習を行い、環境施策を実践できる豊かな感性を持った人づくりを目指します。

【施策の内容】

●幅広い世代（幼児～高齢者）への環境教育・環境学習の推進

- ・ 小・中学校がそれぞれ創意工夫した学校での環境教育・環境学習を進めるとともに、幼児教育（幼稚園）や家庭での環境教育・環境学習を推進します。
- ・ 豊かな人生経験を有する高齢者を活用して、世代を繋ぐ環境教育・環境学習を推進します。

●富良野の環境資源を活用した環境教育・環境学習の推進

- ・ 豊かな自然環境資源を基盤とする活動の場（太陽の里ふれあいの森、鳥沼公園や民有林、農地など）を活用した環境教育・環境学習を推進します。
- ・ 東京大学北海道演習林との交流に関する協定により、恵まれた森林資源を活用した森林環境教育に向けて、関係諸機関や市民団体との連携のもと、森林学習プログラムの作成と指導者養成を推進します。

●次世代を担う人材の育成

- ・ 少子高齢化社会に対応した次世代を担う環境教育・環境学習のリーダーの育成と継続的な活動を推進します。

【主体別の取組内容】

市民 の取組	事業者 の取組	市 の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 環境教育・環境学習の場や機会に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境教育・環境学習の場や機会に積極的に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校や環境団体などと連携して、地域の自然や環境への取組・活動を活用した環境教育・環境活動を推進する。 ● 保育園や幼稚園などと連携して、環境に関する家庭教育や幼児教育（自然とふれあう遊びや散歩、食育による自然の恵み（食材）の体感）を支援する。 ● 観光協会や関連団体などと連携して、観光客が環境学習として富良野の自然や産業と触れ合う活動や機会を提供し支援する。 ● 自然や産業と触れ合うことのできる体験体感学習などの場や機会の充実に努める。 ● 専門的知識を有する人やボランティア、環境団体などと連携して、地域における環境教育・環境学習のリーダーの育成と継続的な活動を支援する。

【環境指標】

環境指標	現状値	目標値
森林学習プログラム参加校	- (H26 年度)	15 校/年 (H32 年度)

～活動・協働社会のまちづくり～

⑬環境情報の共有化

市民、事業者、市等が連携して環境施策を推進していくためには、環境問題に対する関心の喚起、理解の深化を図ることが重要です。現代社会は情報技術の発展に伴い、多種多様な環境情報が提供されていますが、市民が生活し、事業者が事業活動を行う身近な地域の環境情報を共有化することで、環境意識の高いまちを目指します。

【施策の内容】

●環境施策の取組結果等に関する情報提供の充実

- ・市の広報などを用いた従来の情報提供の他、市の総合的な環境情報の発信手段として、環境基本計画の点検結果や進捗状況、市独自の環境情報に関する年次報告を行います。

●多様な情報伝達手段の活用

- ・市の広報などを積極的に活用しつつ、情報格差に留意して多様な情報伝達手段（ホームページ、環境展、フェア、リサイクルセンターでの常設展示）を活用します。
- ・地区・コミュニティ単位での情報提供（回覧板、出前講座、説明会など）や、活動単位（商工会、農業協同組合、観光協会など）での情報提供を行い、きめの細かい効果的な情報の共有化を図ります。

【主体別の取組内容】

市民の取組	事業者の取組	市の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●環境情報を積極的に収集し、理解を深めるよう心がける。 ●家族や隣人と情報交換や情報発信を行い、理解の深化や地域交流を深めるように心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境情報を積極的に収集し、理解を深めるよう心がける。 ●市民や他事業者と情報交換や情報発信を行い、理解の深化や地域交流を深めるように心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境施策の取組結果を掲載した年次報告を行う。 ●市の環境状況（環境測定結果等）、市民、事業者、市民団体等の取組事例など、市独自の環境情報を収集し、分かりやすく市民に提供する。 ●多様な情報伝達手段（広報、ホームページ、環境展、フェアなど）を活用する。 ●環境情報の種類に応じて、地区・コミュニティ単位、活動単位毎の提供を行う。

第4章 先導的に進める重点プロジェクト

4.1 重点プロジェクトのねらい

重点プロジェクトは、前節の各施策内容の中から、本市の地域特性、環境の現状・課題などを踏まえて、環境基本計画を推進していく上で、全体をリードしていく施策として、特に重点をおいて取り組んでいくものです。

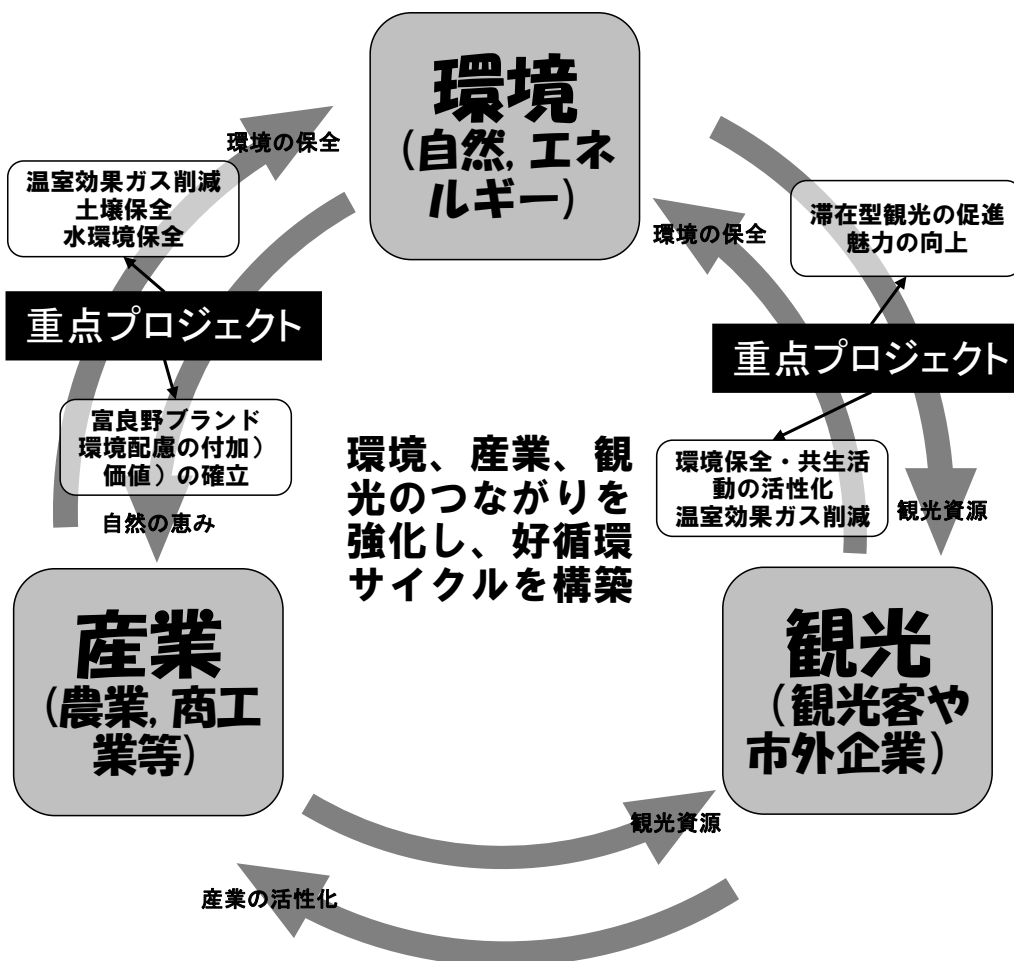
4.2 重点プロジェクトの内容

本市は、雄大で美しい大雪山系十勝岳連峰と夕張山地の山並みや空知川水系の河川などで構成される豊かな自然環境や自然のエネルギーの恩恵を受けて、農業等の基幹産業や市民の営みが育まれ、さらにこれらの森林や農地が保全されることで、観光資源としての魅力的な森林・農村景観が維持されています。

以上のことから、これら富良野の魅力を支える基盤「環境」、「産業」、「観光」のつながりを強化し、好循環サイクルを構築する施策を重点プロジェクトとして位置づけ推進します。

<重点プロジェクト>

環境・産業・観光循環プロジェクト



＜重点プロジェクトの内容＞

項 目	重点施策の内容
<p>環境と産業 (農業,商工業等) をつなぐ重点プロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーン農業の継続・拡大の推進 ● 農作物残渣の有機肥料化の推進 ● 産業における再生可能エネルギー（木質バイオマス、小規模水力発電等）の導入検討 ● 公共施設（学校等）における再生可能エネルギー（太陽光発電、木質ペレットストーブ）のモデル事業の推進 ● 地産地消（メイドインフラノ推進事業）による消費者（観光客や市民等）側からの産業支援の推進 ● 企業のCSR活動としてのカーボンオフセット制度や国内クレジット制度を活用した農業等の活性化 <p>これらの環境施策を推進することで、土壌環境や水環境の保全、温室効果ガスの削減を図るとともに、環境に配慮した付加価値の高い、安全安心な農産物（富良野ブランド）の確立を目指します。</p>
<p>環境と観光 をつなぐ重点プロジェクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光客や修学旅行生に対する市内の環境活動や取組の紹介、エコツアー、自然体験学習、自然観察会、農業体験への参加の推進 ● イベントでのごみ減量化（ワインぶどう祭りでのリターナブル食器利用等） ● 観光客への観光環境税の導入検討 ● 企業のCSR活動としてのカーボンオフセット（J-VER、北海道カーボンオフセット制度等）による森林づくりの推進 ● 都市緑化の有効活用による景観づくりや温室効果ガス吸収源対策の推進 ● 植樹・育林活動の推進 <p>これらの環境施策を推進することで、環境保全・共生活動の活性化や温室効果ガスの削減を図るとともに、滞在型観光の促進、観光資源としての魅力の向上を目指します。</p>

第5章 計画を進めるために

環境基本計画に掲げる目標の実現、そのための施策の実施を計画的に推進していくためには、計画の推進体制や仕組みなどを整える必要があります。

本章では、計画を円滑に進めるための推進方策について示します。

5.1 計画の推進体制

5.1.1 (仮称)環境基本計画推進会議

庁内において、施策の推進に関する全庁的な組織として庁内関係各課の代表で構成する「(仮称)環境基本計画推進会議」を設置し、環境関連施策の総合調整と計画全体の進行管理を行います。

5.1.2 ふらの市民環境会議

本会議は、本市の環境の保全・創造・改善に向け、市民や事業者等の代表者により構成し、市民や事業者、市の各主体の取り組み状況や様々な環境保全のアイデア等についての意見や提言を行う組織として位置づけます。

5.1.3 環境審議会

市の環境施策の進捗状況や達成状況、市民や事業者の意見は、環境審議会に報告して意見を求め、次年度以降の各取り組みに反映させます。

5.2 計画の進行管理

5.2.1 環境指標・数値目標の設定・点検

計画の取り組みを進めるためには、現在、環境がどのような状態にあるのかを知ることが大切です。そのため、計画では、環境の状況を知るための「ものさし」となる環境指標や、各環境施策の数値目標を設定し、定期的にその達成状況や変化を把握することにより計画を効果的に進めます。

また、この環境指標・数値目標については、計画の進捗段階において必要に応じて見直しや追加をしていきます。

5.2.2 点検結果や進捗状況の報告（年次報告など）

計画の進捗状況、環境指標の達成状況などは、広報等を活用した環境に関する年次報告を行い、広く市民や事業者へ公表します。

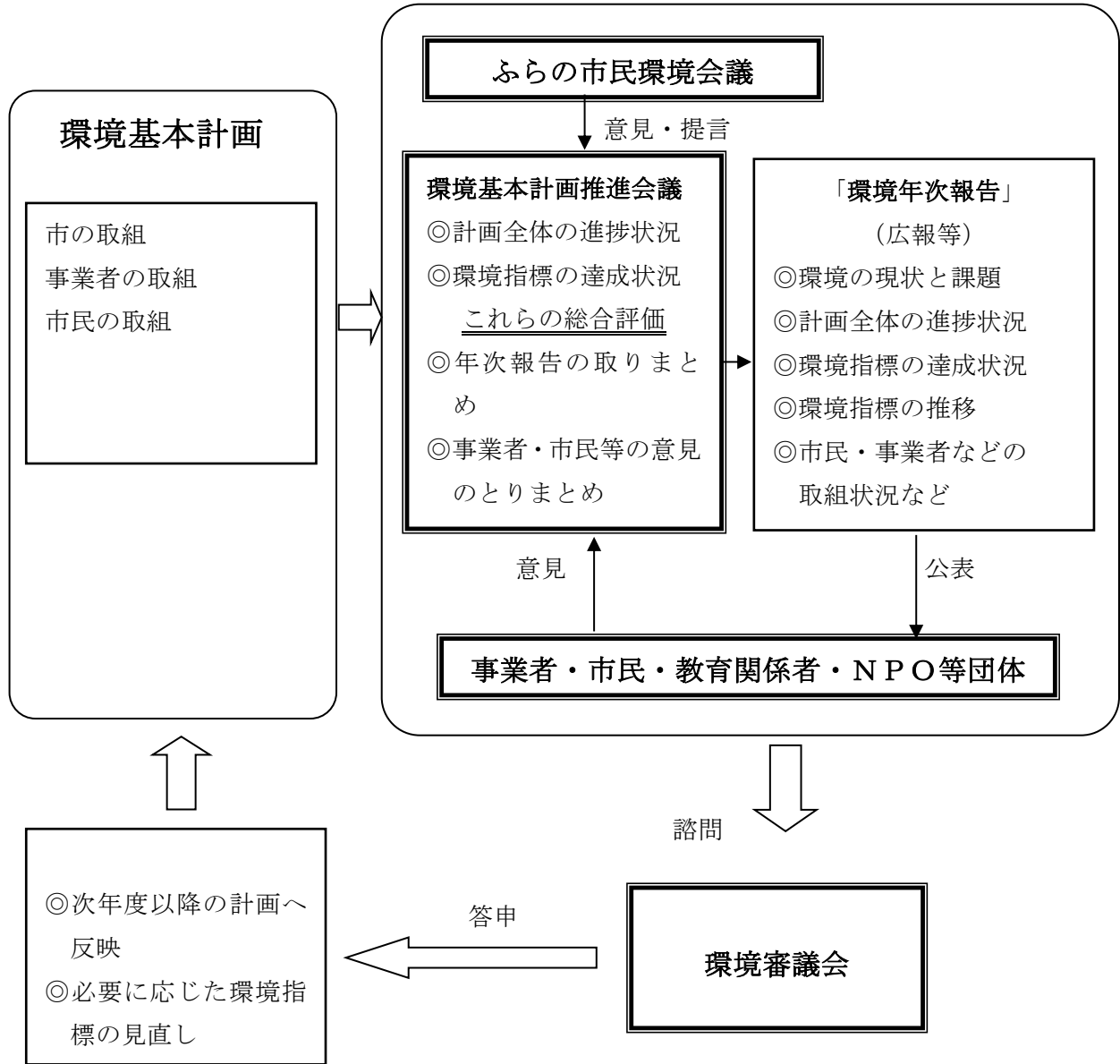
さらに、年次報告等を活用して新たな知見や環境情報などを適宜発信します。

5.2.3 計画の見直し

速やかな対応が必要な新たな課題の発生や、技術革新などに伴う施策の転換などに、柔軟に対応していくため、中間年を目処に計画の見直しを図ります。

5.2.4 財源の確保

市は、計画に掲げる環境施策や関連事業を、市の総合計画の中の実施計画として位置づけ、円滑な推進に向け適切な予算の確保に努めます。



<環境基本計画の推進体制と進行管理>

地球温暖化対策実行計画編

第1章 計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景と役割

地球温暖化の問題は、21世紀において、私たち人類が解決しなければならない最重要課題の一つです。

既に地球温暖化問題は、世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）により、1988年に「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が設立され、1992年には「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、国際的に取組が進められています。

我が国においても、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（1999年4月施行）や「京都議定書目標達成計画」（2008年3月28日全部改定）に基づき、温室効果ガスの削減目標を達成するために様々な施策を推進していますが、地域においても、地域の自然的社会的特性に即した取組が求められており、富良野市においても「富良野市地球温暖化防止計画書」（2002年3月）（以下、「前計画」という。）を策定し、2010年度を目標年度とする施策を進めてきました。

本計画は、前計画の理念を引き継ぎつつ、今日の温室効果ガスの排出状況や国内外の社会情勢を踏まえて、市民、事業者、市の各主体が地球温暖化に対する取組を総合的かつ計画的に推進していくために策定するものです。

1.2 計画の基本的事項

1.2.1 計画の位置づけ

この計画は、「富良野市総合計画」や「富良野市環境基本計画」等との整合を図り、本市の中長期的な将来を見据えた「低炭素社会のまちづくり」に向けた目標を明確にするとともに、本市の地域的、社会的特性を活かし、市民、事業者、市が一体となり、地球温暖化対策に積極的かつ効率的に取り組む指針となるものです。

また、国が掲げた京都議定書第一約束期間以降の中期目標（2020年までに1990年度比25%の削減）や北海道の計画とも連携し、計画を推進していきます。

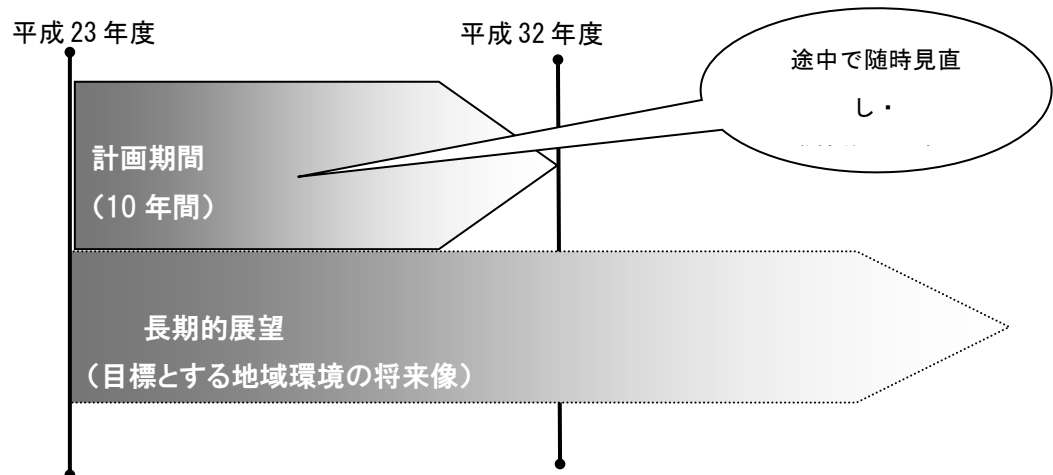
＜国、北海道の温室効果ガス削減目標の概要＞

	道：北海道地球温暖化対策推進計画 (H22)	国：京都議定書目標達成計画 (H20) ほか
計画削減目標	H32（2020）年度の推計排出量から当面 738 万 t-CO ₂ の削減量を見込む（1990 年を基準年とした削減率は 4.5%）	H24（2012）年の温室効果ガス排出量を H2（1990）年度の排出量に比べ 6% 削減 ※「チャレンジ 25」H22 から開始した取組で、H32（2020）までに 1990 年比温室効果ガス排出量 25%削減を目標とする。
計画対象期間	H22 年度～H32 年度	H20 年度～H24 年度
目標達成年次	H32 年度（2020 年度）	H24 年度（2012 年度） →京都議定書第一約束期間

1.2.2 計画期間と目標年度、対象地域

本計画の期間は平成 23 年度を初年度とし、**目標年度を平成 32 年度**とします。また、本計画は環境問題の進展や社会情勢の変化、市の環境に対する制度の整備等の進捗を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行います。

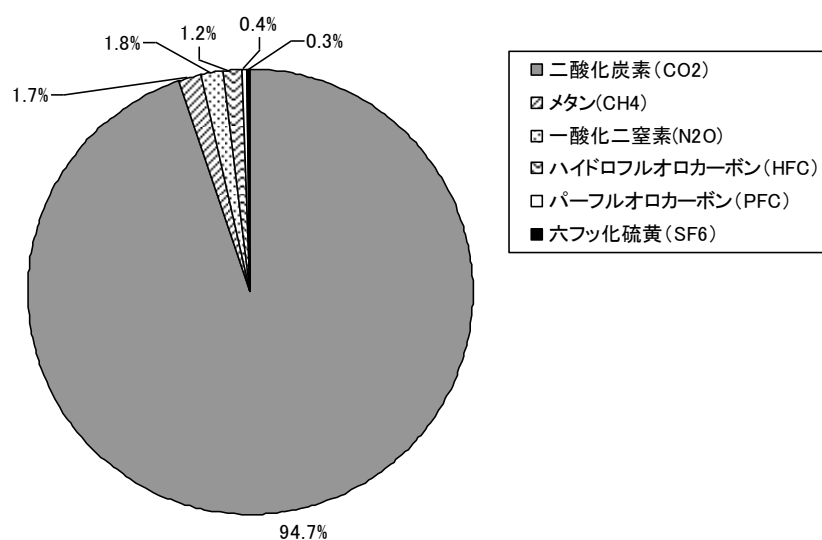
さらに、本計画の対象地域は、富良野市全域とします。



1.2.3 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、排出量が多く地球温暖化に最も寄与が大きく、かつ一般の市民生活や事業活動等の全ての主体の主要な排出源である「二酸化炭素(CO₂)」のみとします。

温室効果ガスには、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)の6種類がありますが、ここでは上記の通り支配的な影響を及ぼす二酸化炭素のみを対象とし、信頼性のある排出量の算出が困難な残り5種類は対象外としました。



<日本の温室効果ガス排出量の内訳【2008年度】>

第2章 温室効果ガス排出の現状と削減目標

2.1 富良野市の温室効果ガスの排出状況

<富良野市の温室効果ガスの排出特性>

- 廃棄物部門は、大幅な削減（焼却処分から RDF 燃料化へ転換）を達成しています。
- 産業・運輸・民生業務部門は、減少傾向にあります。
- 民生家庭部門は、大幅な増加傾向にあります。
- 民生家庭部門の主要な排出源は、電力・灯油であり冬季における暖房用としての利用が大きく影響しています。

2009（平成 21）年度の本市の温室効果ガス排出量（エネルギー消費・廃棄物焼却由来 CO₂、以下同）は 204,891t-CO₂/年で、基準年（1990 年度）に比べて 0.3%減少しています。

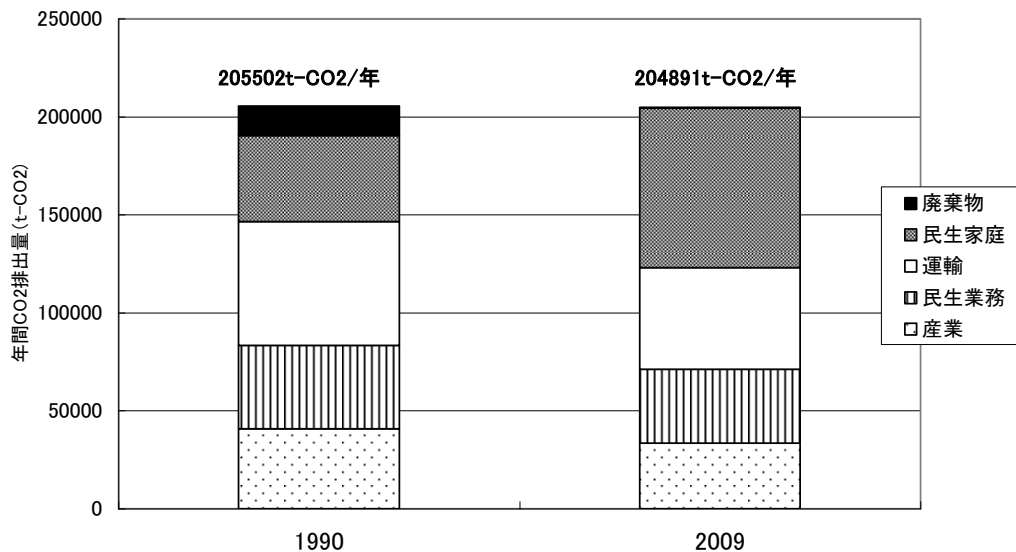
しかしながら、前計画の削減目標（2010 年度で基準年比 9.5%削減）の達成には至りませんでした。

部門別では、ごみ排出量の削減、分別・再資源化により廃棄物部門が、大幅に減少（96%の減少：15,167t-CO₂/年→609t-CO₂/年）しています。

運輸部門、民生業務部門、産業部門もそれぞれ 1990 年度の排出量からは減少傾向にあります。

一方、民生家庭部門では 1990 年度の排出量の約 2 倍に増加しており、総排出量増加の要因となっています。

このことから、本市では民生家庭部門の排出抑制を喫緊の課題として、重点的に取り組む必要があります。



<富良野市の温室効果ガスの排出量>

2.2 富良野市の温室効果ガスの削減目標

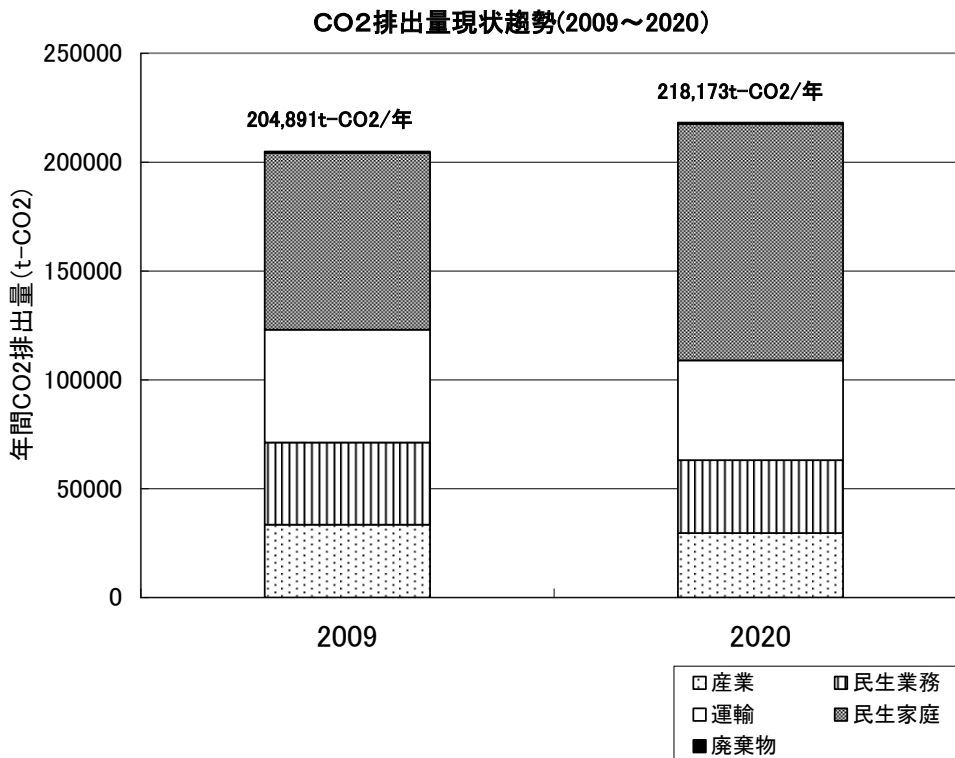
2.2.1 現状趨勢に基づく将来予測

<富良野市の温室効果ガス排出量の将来予測>

- 2020年まで新たな対策が行われなかったと仮定した場合、2020年度の温室効果ガス排出量は現在より6.5%、基準年（1990年度）比で約6.2%増加すると推計されます。

今後、新たな対策が行われなかったと仮定した場合（現状趨勢^{まうまう}ケース）において、目標年度である2020年（平成32年）の温室効果ガス排出量を推計します。

その結果、現状趨勢ケースでは、2020年度の温室効果ガス排出量は、218,173t-CO₂/年と推計され、基準年（1990年度）比で約6.2%の増加が見込まれます。



<富良野市の温室効果ガスの将来予測>

2.2.2 削減見込み量の推計

「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」（環境省、平成21年）及び「北海道温室効果ガス削減実行計画」（北海道、平成22年）等を踏まえ、本市の地域・社会的特性を活かした削減対策や、市民・事業者・行政それぞれの協力のもとで取組が可能であると考えられる諸対策から、温室効果ガスの削減見込み量を推計します。

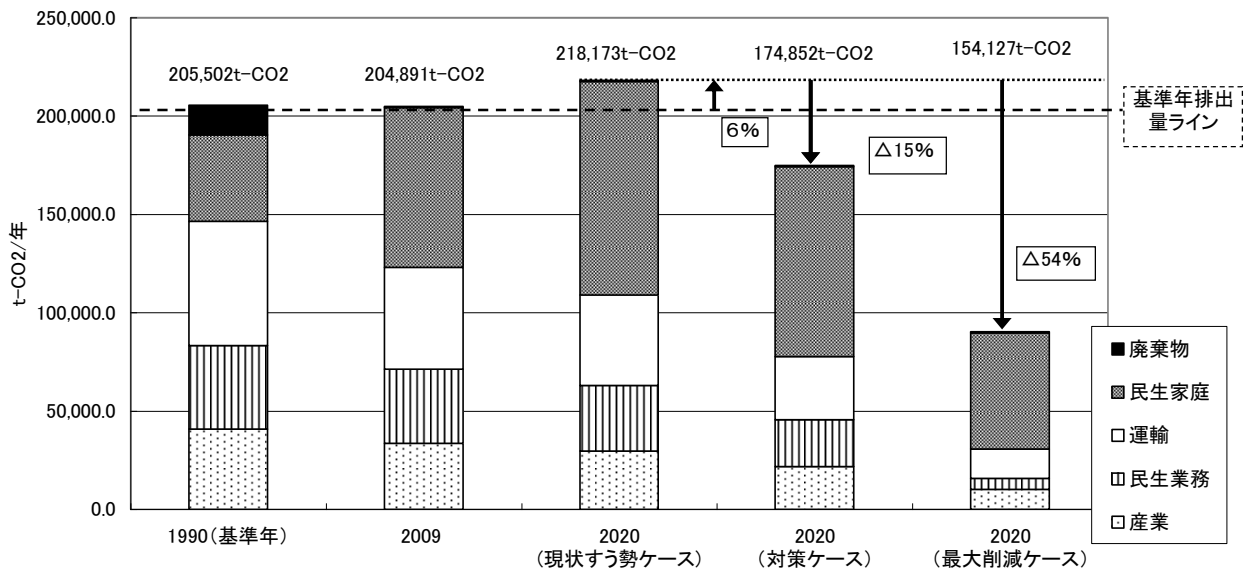
温室効果ガスの削減見込み量は、目標年度の2020年度（平成32年度）を対象とし、前述した現状趨勢ケースに対して、以下の2つのケースについて推計を行いました。

削減効果を推計した結果、対策ケースの排出量は約17.5万t-CO₂/年（約15%減）、対策最大導入ケースの排出量は約15.4万t-CO₂/年（約54%減）となります。

<推計ケース及び推計条件>

推計ケース	推計した条件	推計結果
対策ケース (野心的かつ実行可能な削減)	効果が定量的に把握できる対策が、野心的かつ実行可能であると考えられるレベルで導入された場合の市域における温室効果ガス削減量を推計。	174,852t-CO ₂ /年 (15%減)
対策最大導入ケース (排出削減ポテンシャル量)	効果が定量的に把握できる対策が、最大限導入された場合の市域における温室効果ガス削減量を推計。	154,127t-CO ₂ /年 (54%減)
現状趨勢ケース	今後、新たな対策が行われなかったと仮定した場合の市域における温室効果ガスの排出量を推計。	218,173t-CO ₂ /年 (6%増)

各ケース実行時のCO₂排出量予測



<温室効果ガスの削減見込み量の推計結果>

2.2.3 本計画における削減目標

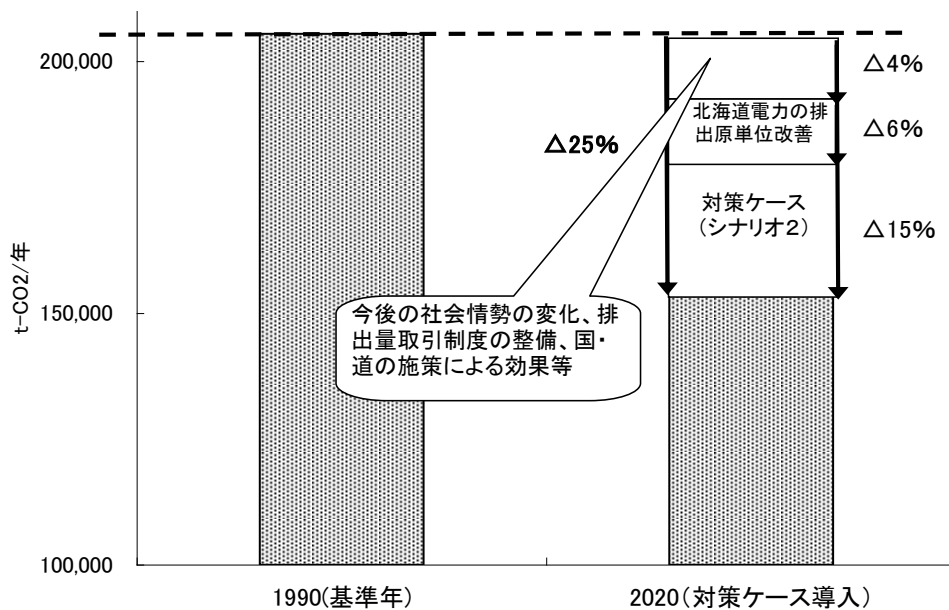
●富良野市の温室効果ガス排出量の削減目標（基準年比）●

2020年度(平成32年度)までに25%削減を目標とします。

本市においては、1990年度（基準年）比で、温室効果ガス排出量を2020年度（平成32年度）までに25%削減することを目標とします。

このうち、本市独自の取組による削減量15%に加え、削減目標に満たない部分である10%については、北海道電力の排出原単位改善6%、及び今後の社会情勢の変化（排出量取引制度の法制化、省エネ・低炭素に関わる技術革新、国・道の施策による効果等）4%を見込むものとします。

削減目標の実現に向けた対策ケース導入シナリオ



<温室効果ガスの削減目標>

2.3 基本目標と施策の体系

富良野市環境基本計画における望ましい地域環境の将来像である「安心と希望、協働と活力の大地『ふらの』～ふらのの魅力を支える環境と共生するまちをめざして～」の実現と、将来の気候変動・エネルギー問題に対応できる持続可能な低炭素社会の構築を目指すために、自然的・社会的特性と温室効果ガスの排出特性を踏まえた上で、本計画の基本目標と施策目標を以下のように定め、展開していきます。

【基本目標①】

●環境負荷の小さい循環型ライフスタイル～ヒトの力～●

市民一人ひとりの努力により、これまでの成果である「廃棄物削減一循環型社会」の維持に努めるとともに、日常生活におけるエネルギー消費のあり方を見直すことで、環境負荷のより小さいライフスタイル・ワークスタイルを形成し、実践していきます。

【施策目標】

- I.環境負荷の小さいライフスタイル・ワークスタイルの形成
- II.循環型社会の維持と更なる推進

【基本目標②】

●自然資源・エネルギーの地産地消～自然の力～●

豊かな森林・水資源と、道内でも有数のブランド力を持つ農業資源に恵まれた本市の自然的・社会的特性を活かし、市内での太陽エネルギー・バイオマス利用をはじめとする再生可能なエネルギーの利活用と、森林や緑地の整備・管理による二酸化炭素の吸収源機能の活用を軸とした自然資源・エネルギーの地産地消の形成を推進します。

さらに、地域の自然資源・エネルギーを活用することで、自然災害によるライフライン(電気、ガス等)への災害リスクの軽減を図ります。

【施策目標】

- III.再生可能エネルギーの利用
- IV.吸収源機能を活用した低炭素社会の形成

第3章 温室効果ガス削減の施策と各主体の取組

3.1 富良野市が進める温室効果ガスの削減施策

環境負荷の小さい循環型ライフスタイル～人の力～

I. 環境負荷の小さいライフスタイル・ワークスタイルの形成

現代の日本社会においては、市民の日常生活から企業の事業活動にいたるまで、全ての行動に温室効果ガス排出が伴っていると言っても過言ではありません。日々の生活や事業活動を営む上で、温室効果ガスを「全く出さない」ことは不可能ですが、エネルギー消費のありかたを知り、ライフスタイルやワークスタイルを見直すことで「減らしていく」ことは可能です。

市民、行政、事業者がそれぞれの持ち場で省エネを積極的に推進していくために、市は国や道の取組と連携するとともに、率先して富良野市の長をを活かして環境負荷の小さいライフスタイル・ワークスタイルの形成を目指します。

【施策の内容】

①省エネ行動の促進

- ・ 市民・行政・事業者全てによる省エネ行動（資料編参照）を促進します。

②公共・民間事業所へのLED等、省エネ型電気機器の導入

- ・ 耐久年数が長く、消費電力の少ないLED等新技术を採用した電気・照明機器の導入・更新を、公共施設を中心に推進します。

③資源・エネルギーの効率的な利用の推進

- ・ 既存の住宅・インフラ等の長期優良化（環境共生型住宅）を進めます。

④環境負荷の少ない移動手段の確立

- ・ エコドライブ（アイドリングストップなど）を推進します。
- ・ クリーンエネルギー自動車への更新の促進を、市公用車を中心に推進します。
- ・ 自動車への依存の改善（徒歩、自転車による近距離移動）、及び公共交通機関の利用を推進します。

⑤意識啓発・環境学習

- ・ 本計画の進捗状況に関する情報を市民と共有し、点検していくために年次報告書等による情報発信を行います。
- ・ カーボンフットプリント、環境家計簿などの「CO2見える化ツール」に対する市民・事業者の周知を図り、環境学習への応用を推進します。
- ・ 環境に配慮した消費・経済活動に関する意識啓発・情報提供を行います。
- ・ 地産地消を意識した消費行動に関する意識啓発・情報提供を行います。
- ・ 観光客等、市の外部から来る人への積極的な意識啓発を、観光イベント等を通して推進します。

環境負荷の小さい循環型ライフスタイル～人の力～ Ⅱ. 循環型社会の維持と更なる推進

本市では、市民・事業者・行政の一体となった分別・リサイクルの取組への努力により、全国でも類を見ない廃棄物削減量を実現してきました。これにより、廃棄物焼却由来の CO2 発生量も 1990 年の 15,167t-CO2/年から 2009 年度の 609t-CO2/年まで大幅に削減を達成しています。今後も、市民の協力を得てこの成果を継続していくと同時に、現在 RDF（固形ごみ燃料）化し、市外へ売却している廃棄物についても「富良野の資源」として市内での有効利用を検討・推進していきます。

【施策の内容】

①廃棄物発生量の抑制

- ・ 現在の廃棄物処理・資源循環システム（固定燃料化、有機肥料化等）を維持し、高い資源化率を継続するとともに、さらにごみの減量化を推進します。

②廃棄物の資源化

- ・ 農業・生活系の廃棄物残渣（バイオマス）のさらなる有効利用（有機肥料化）を推進します。
- ・ 現在 RDF 化し、市外売却している廃棄物（RDF ごみ）について、市内でのバイオ燃料化と農業利用・家庭暖房での利用を検討・推進していきます。

自然資源・エネルギーの地産地消～自然の力～

Ⅲ. 再生可能エネルギーの利用

太陽光、風力、水力、地熱等の自然エネルギーと、森林資源や生物バイオマスを利用したバイオマスエネルギーは、使い続けられれば枯渇する化石燃料エネルギーと対比して「再生可能エネルギー」と呼ばれます。平成 21 年度に本市では「富良野市地域新エネルギービジョン」を策定し、その中で市民の関心を最も集めたのは太陽光発電、バイオマス熱利用、雪氷熱利用でした。加えて、富良野市は豊富な森林資源を有していること、冬季の暖房利用に消費するエネルギーが多いことが特徴です。本計画では、「太陽光」、「バイオマス」、「雪氷熱利用」そして農業用水や小河川を利用する「小規模水力発電」の 4 項目を中心として、再生可能エネルギーの利活用を推進します。

【施策の内容】

①太陽エネルギーの利用促進

- ・ 公共施設・家庭への太陽光発電システム及びソーラーシステム（太陽熱温水システム）の導入を推進します。

②木質バイオマス燃料の利用促進

- ・ 灯油燃料に代わる木質ペレットストーブの導入を推進します。
- ・ 重油燃料に代わる木質ペレットボイラーの導入（公共施設中心）を推進します。
- ・ 農業用ハウス加温施設で使用される重油燃料に代わる木質ペレットボイラーの導入を推進します。

③廃棄物バイオマス燃料の市内利用検討

- ・ 現在 RDF 化し、市外売却している廃棄物の市内利用を検討・推進していきます。

④小規模水力発電の導入

- ・ 農業用水路・小河川への試験導入、及び農事用電力への利活用を検討します。

⑤雪氷熱利用導入の検討

- ・ 農産物貯冷システムの導入を検討します。
- ・ 雪氷熱利用冷房システムの導入を検討します。

自然資源・エネルギーの地産地消～自然の力～

IV. 吸収源機能を活用した低炭素社会の形成

国際的な地球温暖化対策、またわが国の温室効果ガス削減目標の達成に欠かせない要素として、「森林や緑による二酸化炭素の吸収・固定機能」があります。これは、人工林を適切に管理したり、植樹を行ったりすることで樹木が吸収する二酸化炭素（CO₂）を増大させようという試みです。

市民アンケートの結果、多くの富良野市民が市の長所として、「山並みや丘陵畑の景色・景観の美しさ」を挙げました。これは、本市が有する豊かな森林と、長い年月をかけた農林業活動に基づく風景です。本計画では、この貴重な「富良野の資源」を最大限に活かした低炭素社会の形成を目指します。

【施策の内容】

①森林吸収量の拡大

- ・ 民有林・市有林の森林経営活動を推進します。
- ・ J-VER（オフセット・クレジット制度）、北海道カーボン・オフセット活用型森林育成制度等の制度を利用した外部資金の導入を推進します。
- ・ 植樹・育林イベントなど、多様な主体による活動機会と、主体間交流の確保に努めます。

②間伐材・残材の有効利用

- ・ 間伐材・林地残材を利用した市内での木質ペレット等生産の検討を行います。
- ・ 林産物の地元利用＝「地材地消」の取組を進めます。

③都市公園等の都市緑化の有効活用

- ・ 市民に身近な公園等の都市緑化での緑化・吸収源活動を行うことで、環境学習や意識啓発を推進します。
- ・ 発生する木質バイオマスの効率的な集積利用について検討・導入を行います。

④耕作放棄地の有効活用

- ・ 耕作放棄地の再生利用を推進します。

3.2 各主体の温室効果ガスの削減の取組

温室効果ガス削減目標の実現に向けて、市民・事業者・市はそれぞれの役割を担うとともに、連携・協働して取組を進める必要があります。以下では、各主体の取組みの概要を示すと同時に、目標実現に向けた取組みを難易度別に分け、各主体の削減対策実行に向けた行動指針とします。

●市民

- ・ 日常生活における省資源・省エネルギー行動を通じた温室効果ガス排出抑制
- ・ 市や国、道、民間団体等多様な主体が実施する温暖化対策活動への積極的な参加
- ・ 地域や家庭での環境教育、環境学習の実践

●事業者

- ・ 生産・流通・使用・再資源化・廃棄等、事業活動の過程を通じた温室効果ガスの排出抑制
- ・ 事業活動における省資源・省エネルギーの実践
- ・ 従業員に対する環境教育の実施
- ・ 市や国、道、民間団体等多様な主体が実施する温暖化対策活動への積極的な参加

●市

- ・ 地域の一事業者としての立場からの率先した省資源・省エネルギー活動による温室効果ガス排出抑制
- ・ 市民や事業者への情報提供・活動支援及び普及啓発
- ・ 市民や事業者が地球温暖化対策の取組を進めるために必要な仕組みの構築
- ・ 国や道の取組と連携した施策の推進

＜目標実現に向けた取組みの内容＞

	レベル.1 日常生活・事業活動の中で すくじに始められる取組 み	レベル.2 それぞれの主体が計画的 に進めていく取組 み	レベル.3 主体同士が協力し合い、 長期的に推進する取組 み
市民 事業者 市	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ行動の実践 ・エコドライブの実践 ・地産地消を意識した消費行動 ・ごみの分別等、廃棄物発生 の抑制 ・都市公園等の都市緑化の 有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家電・照明・OA機器の省 エネルギー化 ・クリーンエネルギー自動 車への更新 ・太陽光・太陽熱システム の導入 ・木質バイオマスを利用し た暖房機器の導入（家 庭・公共施設・農業用等） ・民有林・市有林の森林経 営活動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模水力発電の導入 ・雪氷熱利用システムの 構築 ・木質バイオマス燃料（ペ レット）の市内生産

第4章 計画を進めるために

地球温暖化対策実行計画に掲げる目標の実現、そのための施策の実施を計画的に推進していくためには、計画の推進体制や仕組みなどを整える必要があります。

本計画の推進体制・進行管理は、基本的に環境基本計画の推進体制や進行管理に兼ねて実施するものとします。

また、温室効果ガス削減に関する施策の進捗状況や温室効果ガスの排出量、削減目標の達成状況については、環境基本計画に関する年次報告と併せて市民や事業者へ公表します。

資料編

1.用語解説

2.省エネ行動実践メニュー

3.市民、事業者、中学生アンケート結果の概要

**4.環境基本計画・地球温暖化対策実行計画の
策定経過**

資料編 01：環境基本計画・地球温暖化対策実行計画に関する用語解説

アルファベット表記

【BOD（生物化学的酸素要求量）】

水中の汚れ（有機汚濁物質）を分解するために微生物が必要とする酸素の量で、この値が大きいほど水質汚濁の度合いは大きくなる。河川の水質汚濁に係る環境基準項目のひとつ。

【CSR】

「企業の社会的責任」のこと。企業活動において利益の追求のみを優先させるのではなく、顧客や従業員、取引先、地域社会、周辺環境といった様々な関係者との関係を重視しながら果たす社会的責任。特に環境面では、資源やエネルギーの消費など、事業活動が及ぼす影響を正確に認識・公表し、持続可能な経営を行っていくことが求められている。

【IPCC（気候変動に関する政府間パネル）】

①温暖化に関する科学的な知見の評価、②温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、③今後の対策のあり方の3つを主要課題として検討するために各国の研究者が参加し、議論を行う公式の場。UNEP（国連環境計画）及びWMO（世界気象機関）の共催により1988年に設置された。温暖化の予測、影響、対策に関する総合的な評価報告書を発表している。

【ISO14001】

企業の自主的な環境保全のための管理システムの普及促進を目的として定められた、環境マネジメントシステムや環境監査の国際的な標準規格。

【J-VER（オフセット・クレジット制度）】

J-VER（オフセット・クレジット制度）は、国内の排出削減活動や森林整備によって生じた排出削減・吸収量の取引・認証制度のひとつで、日本国内で実施された自主的な温室効果ガス排出削減・吸収活動により削減された温室効果ガス量について、環境省及び環境省の設置する「気候変動対策認証センター」の第三者認証により承認・発行される。植林や間伐、木質バイオマスの使用など削減方法は多岐にわたっている。

【LED】

発光ダイオードともいう。白熱電灯や蛍光灯と比較して寿命が長く使用電力が少ないため、省エネルギー照明機器として普及が進んでいる。

【RDF（廃棄物固形燃料）】

家庭から排出される生ゴミやプラスチックゴミなどの廃棄物を固形燃料にしたもの。使い道のない資源を熱としてリサイクルするために製造される。富良野市では徹底した分別が実行されているため、収集されるゴミの水分量が低く、他の地域と比較して発熱量の安定した RDF の生産が行われている。

【UNEP（国連環境計画）】

国際連合のもとで、環境問題に関する諸活動の全般的な調整を行うとともに、新たな問題に対する国際的な取組を推進することを目的とする国際機関。1972年の国連人間環境会議で採択された諸議題を実施するための機関として設立された。

【WMO（世界気象機関）】

世界各国の気象業務の連携や気象情報の効率的・効果的な交換を行うための国連専門機関。地球の大気や気候に関する国連の指導的機関。

あ行

【アイドリングストップ】

CO₂ 排出抑制、大気汚染防止を目的として、自動車の停車中にエンジンを不必要にアイドリングすることを自粛すること。

【アスベスト（石綿）】

天然鉱物に由来する繊維状の物質で、耐熱・耐摩耗性、耐腐食性にすぐれるため建材等として多く使用されてきた。一方で、大気中に飛散したアスベスト繊維を吸い込むと肺気腫等の健康被害を引き起こす恐れがあることが問題になり、国内では現在労働安全衛生法、大気汚染防止法などによって規制・管理されている。

【エコドライブ】

同じ距離の走行でも運転方法や技術によって自動車の燃料消費には差が生じることから、CO₂ 排出や化石燃料使用の抑制を目的として推進される「環境にやさしい」自動車の運転方法をさす。環境省の「チャレンジ 25」では、アクセルをそっと踏むことや加減速の少ない運転、早めのアクセルオフなどがエコドライブの手法としてあげられている。

【オゾン層破壊】

オゾン層とは、地上から 20～25km の上空にあるオゾン濃度の高い大気層をさす。酸素は成層圏において強い紫外線による光化学反応を起こし、酸素原子が 3 個結合したオゾンになる。オゾンは生物に有害な紫外線を強く吸収するため、オゾン層は地表に到達する紫外線量を低減する効果がある。しかし人工化学物質として開発され、広範に利用されてきた

フロン類が成層圏に達すると紫外線により分解して塩素を放出し、この塩素がオゾンを破壊することが解っている。

オゾン層の保護に関しては 80 年代より国際的枠組みが作られ、現在ではフロン類の製造使用の禁止・制限が定められている。日本国内でも国際条約に準拠し、オゾン層保護法やフロン回収・破壊法が制定されている。

【温室効果ガス】

大気を構成する気体のうち、赤外線を吸収し再放出する気体。太陽光により暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、一部を再放射して地表面の温度を高める効果（温室効果）があるため、人為による地球温暖化の原因物質と考えられている。京都議定書では、二酸化炭素（CO₂）、一酸化二窒素（N₂O）、メタン（CH₄）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）の 6 種類を対象として、日本を含む先進国の削減目標を定めている。なお、温室効果に与える影響の強さは物質ごとに異なるが、CO₂ が温室効果の原因の約 3 分の 2 を占める。

が行

【カーボンオフセット】

温室効果ガス（CO₂）排出削減の方法の考え方の 1 種。ある場所で削減しきれずに排出された CO₂ 量を、別の場所での省エネルギー活動・再生可能エネルギー事業・植林等により間接的に相殺すること。

【カーボンフットプリント】

商品やサービスの原材料調達・生産・流通・廃棄・リサイクルなどのライフサイクル全体における温室効果ガス排出量を CO₂ 換算で表した指標。消費者が CO₂ 排出抑制に配慮した商品を選ぶ際の目安となる。

【外来生物】

本来の分布範囲と異なる地域に人為的（意図的・非意図的問わず）に持ち込まれた動植物。時に在来生物種（もともとその地域に分布する生物）に対し、捕食や生息地をめぐる競争、遺伝子かく乱などの影響を及ぼす恐れがある。日本では、2005 年に施行された外来生物法により、特に影響の強い生物を「特定外来生物」として指定し、国内への持込みや使用、野外への放出を制限している。

【環境家計簿】

家庭で消費・排出される電気やガス、化石燃料、水道などのエネルギー・資源と廃棄物から発生する CO₂ の排出量を計算するもの。

【環境基本計画】

環境基本法第15条に基づき国が策定する計画のほか、都道府県や市町村などの地方自治体レベルにおいても、地域における環境施策の基本的な枠組みを定め、地域の目指す環境像を実現するための計画として策定が行われている。

【環境基本法】

公害対策基本法を前身とし、環境政策の総合的な枠組みを示す基本的な法律として H13 年に制定された。持続可能な社会の構築、国際協調による地球環境保全などを理念とする。ほかに国・地方公共団体・事業者・国民の環境保全に対する責務を明らかにし、各種施策（環境基本計画や環境基準）を規定している。

【環境共生住宅】

地球環境・周辺環境への配慮を行うと同時に快適な住環境を実現させた住宅及び住環境のこと。風や太陽光を取り入れることによる周辺環境との調和、太陽光発電や高断熱工法による省エネルギー、長い期間使用可能な構造などを持つ住宅を指す。

【気候変動に関する国際連合枠組条約】

地球温暖化対策に関する取り組みを国際的な協調の下行うために H4 年（1992 年）に採択、H6 年（1994 年）に発効した。気候変動に対し危険な人為的影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化することを目的とする。締約国は H22 年現在 192 カ国で、温室効果ガスの排出・吸収目録の作成や国家計画の策定と実施等の義務を負う。

【京都議定書】

先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標を定めると同時に、排出量取引など温室効果ガス削減のための新たな仕組みを合意した議定書。「気候変動に関する国際連合枠組条約」の第三回締約国会議において京都で採択された。日本は H24(2012)年までに基準年比 6%削減の義務を負っている。

【吸収源機能】

正式には二酸化炭素吸収源といい、地球温暖化の主要因となる温室効果ガスを大気中から除去・固定するような機能を指す。主な吸収源としては海洋、森林、土壌があり、森林に関しては間伐等の適切な森林経営によって、吸収源機能が増大するとされる。

【グリーン購入】

製品やサービスを購入する際に、まずはその必要性を十分に考慮した上で、必要な場合は出来る限り環境負荷の少ないものを優先的に購入すること。H13 に施行された「グリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律）」では、国などの公的機関が率先してグリーン購入を行い、環境に配慮した物品に関する適切な情報提供を促進する

ことを定めている。

【景観法】

日本で初めての景観についての総合的な法律。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めると共に、景観計画の策定、都市計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる。

【国有林】

国が所有する森林・林野のこと。日本全国で760万ha、国土面積の2割、森林面積の3割を占める。富良野市内では約1万4千haが存在している。国有林はその取り扱いに当たり、重点的に発揮させるべき機能によって3つの類型（水土保持林・森林と人との共生林・資源の循環利用林）に区分されている。

さ行

【再生可能エネルギー】

一度消費してしまうと資源量が減少していく化石燃料と異なり、永続的に利用することが可能な再生可能エネルギー源を利用することで生じるエネルギーの総称。具体的には太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱などの自然エネルギーや、バイオマスなどのエネルギー源を指す。

【酸性雨】

化石燃料を燃焼させた際に生じる硫黄酸化物や窒素酸化物が大気中でイオンに変化し、雨や霧、雪等に溶けた状態で降ってくる現象。広義には窒素酸化物と炭化水素が光化学反応を起こして生じる光化学オキシダントなどの酸性降下物を含む場合もある。一般に、pH5.6以下の雨・雪等降下物を指し、湖沼の酸性化による魚類の減少、土壌の酸性化によるイオンの溶出のほか、ヨーロッパ・北米では森林を枯死させるなどの被害が知られている。

【小規模水力発電】

一般にダム・調整池建設等の大型開発を伴わない小規模な水力発電を指し、一般河川や農業用水、砂防ダム、上下水道などを利用する。国内では1000kw以下の水力発電を新エネルギー法（新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法）、及びRPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）の対象として取り扱うこととしている。

【硝酸性窒素等（硝酸性窒素・亜硝酸性窒素）】

肥料や家畜の糞尿、生活排水に含まれるアンモニウムが酸化したもので、植物や作物に吸収されなかった窒素分は土壌から溶け出し、水域の富栄養化の原因となる。人体に極端

に多量摂取した場合、血中でヘモグロビンと結合して酸欠状態を引き起こす健康被害がある。水質汚濁に係る環境基準項目の1つで、現在の基準は10mg/l以下である。

【新エネルギー】

H9年に施行された新エネルギー法（新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法）において定義され、同法に基づき政令で指定されたエネルギーを指す。現在、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などが指定されており、すべて再生可能エネルギーである。

【水源かん養】

森林土壌が降水を吸収・貯留し、地下水として徐々に放出する機能。河川の流量を一定に保つことで、周辺地域の洪水や渇水を防ぐ。

【水洗化率】

下水道が利用できる処理区域内人口のうち、実際に下水道を使って処理している人口の割合を表す。

【生態系】

食物連鎖、競争など生物間の関係、及び水や大気などの無機的環境の間の相互関係をひとつのまとまり（システム）として捉える概念。

【生物多様性】

様々な生き物同士の繋がりとそれを支える環境からなる総体を示し、遺伝子・種・生態系の多様性を含む概念を意味するもの。

【雪氷熱利用】

寒冷地において、冬季の降雪や冷気を利用して作った氷を夏季まで貯蔵・保存し、その冷熱エネルギーを建物などの冷房や農作物等の保存に活用するもの。断熱材で覆ったり、貯蔵庫に蓄えた雪や氷を使って野菜等の生鮮食品を貯蔵するものや、雪の溶解水を汲み上げてヒートポンプ利用するものなどがある。

【ソーラーシステム（太陽熱利用機器）】

集熱器によって太陽熱を集め、給湯・冷暖房に利用する機器。集熱器とお湯を貯める部分が一体化している場合は太陽熱温水器、分離している場合はソーラーシステムという場合が多い。

た行

【太陽光発電】

光エネルギーを直接電力に変換する太陽電池を使用し、太陽光のエネルギーを使用して行う発電方式。再生可能エネルギーの1種。初期設備費用は高いことや設置面積あたりの発電電力量が他の発電方式に比べ低い等の課題があるが、化石燃料使用に伴うCO2排出削減、昼間の電力需要ピークの緩和などの特長がある。

【地域新エネルギービジョン】

エネルギーの安定供給の確保が重要な課題であること、及び地球温暖化対策として化石燃料使用の削減を図っていくことが緊急の課題であることを踏まえ、地方公共団体等が地域への新エネルギー・省エネルギーの導入・普及を進めるための基礎調査。富良野市ではH21年度に地域新エネルギービジョンの策定を行っている。

【地球温暖化対策の推進に関する法律】

京都議定書の策定を受け、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。地球温暖化の防止を目的とし、京都議定書における日本の目標である「温室効果ガス基準年度比6%削減」を達成するための各主体の責務と役割を示す。

【地産地消】

地域で生産された農作物等をその地域で消費することにより、輸送・貯蔵などにかかる環境負荷を抑え、同時に農林漁業等の地域産業を活性化させるしくみ。

【チャレンジ25】

全ての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築、及び意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガス排出量をH32(2020年)までに基準年(H2)年比25%削減するという目標を実現するための国民的運動。H22(2010)年1月より開始した。

【長期優良化】

家屋や建物・施設が建設あるいは撤去される際の大量の資源・エネルギー消費と廃棄物の発生を抑え、住民が家屋を長期間にわたって快適に使用できるように改修等を行っていくこと。

【鳥獣被害】

野生鳥獣による農林水産業等への被害のこと。1980年代後半まではスズメ、カラス、ムクドリ等による鳥害が多かったが、近年イノシシやニホンザル、道内ではヒグマやエゾシカによる獣害が全国規模で問題となっている。同時に、アライグマやハクビシン等外来生物による被害も増えつつある。

【低公害車（クリーンエネルギー自動車）】

石油代替エネルギーを利用、またはガソリンの消費量を削減することで、CO₂ や窒素酸化物を排出しないか排出量を削減した自動車。エネルギー問題、地球温暖化問題の対応策として購入助成制度が導入されている。

【低炭素社会】

社会経済活動に由来する二酸化炭素排出を大幅に削減した社会。

【どうみんグリーンアクション】

北海道は H20 年の洞爺湖サミット開催を受け、環境に優しいライフスタイルの実践を呼びかける「北海道環境宣言」を発信した。その後、サミット終了後も道民の環境意識持続を図る目的で、環境にやさしい行動を実践していくための総合指針として「北海道環境行動計画（どうみんグリーンアクション）」を策定した。環境行動の 3 つの心構えと 8 つの行動指針を設定している。

は行

【パーフルオロカーボン（PFC）】

京都議定書に定められた削減対象ガスの 1 つ。炭化水素の水素を全てフッ素で置き換えた有機化合物で、冷蔵庫やエアコンの冷媒、各種消化剤などに使用される。フロン類の 1 種であるがオゾン層を破壊する効果はないため、代替フロンとして使用されていたが大気中に残存する期間が長く、温室効果は CO₂ の数千倍に上る。

【ハイドロフルオロカーボン（HFC）】

京都議定書に定められた削減対象ガスの 1 つ。炭素、水素、フッ素で構成される有機化合物で、PFC 同様オゾン層を破壊する効果はなく、代替フロンとして使用されている。自然界には存在しない人工的な温室効果ガスで、温室効果は CO₂ の数百～1 万倍に上る。

【排出原単位】

1 kWh の電気を発電するのに要する CO₂ 排出量。CO₂ 排出量を販売電力量で割って算出する。北海道電力の排出原単位は 2009 年度実績で 0.433kg-CO₂/kWh で、電力業界全体としては 2020 年までに排出原単位を平均 0.33kg-CO₂/kWh 程度まで削減することを目標している。

【フードマイレージ】

食料品の輸送量と輸送距離を定量的に把握することで、輸送・流通に伴って排出される CO₂ が地球環境に与える影響の指標とする考え方。食品の生産地と消費地が近い（＝地産地消）ほどフードマイレージは小さくなり、環境負荷が小さくなることを示す。

【北海道カーボン・オフセット活用型森林育成制度】

北海道が H22 年度から試験的に開始した制度で、参加する市町村が木質ペレットストーブ等の森林バイオマスエネルギーを導入することで生じた CO2 排出削減量を、同じく参加する企業に提供し、企業は市町村に対し、森林整備の必要な土地において植林や間伐等を実施するための資金を提供するという仕組み。道は参加企業を募集し、市町村とのマッチングを行う。H22 年 12 月現在、道内の 2 市 1 町が申請を行っている。

ま行

【民有林】

国有林に対し、個人、または企業・社寺などの法人が所有する私有林と、市町村や県の所有する公有林をあわせた総称。富良野市内では約 2 万 7 千 ha にのぼり、その大半を東京大学演習林が占めている。

【メタン (CH₄)】

京都議定書に定められた削減対象ガスの 1 つ。無色の可燃性気体で天然ガスの主成分であり、有機物が嫌気状態で腐敗・発酵するときにも生じる。有機性廃棄物の最終処分場や沼沢、家畜の糞尿、下水汚泥の分解過程から発生する。温室効果ガスのうち、二酸化炭素に次ぐ影響があるとされているため、回収利用の研究・実用化が世界各地で行われている。

【木質バイオマス】

バイオマスとは「再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）」のことで、木材からなるバイオマスを木質バイオマスという。

【木質ペレット】

丸太、樹皮、枝葉などの木質バイオマスを細かい顆粒状に砕き、圧縮して棒状に固めたもの。特に製材所等から排出される樹皮、おがくず、端材などの残材・廃材を有効活用する機会が多い。含水率が低いので燃焼効率が良く、一酸化炭素排出が限りなくゼロに近い。専用のボイラーやストーブなどで暖房用燃料として使用される。

や行

【有価物】

廃棄物のうち、リサイクル可能で他人に有償で売却できるものをいう。鉄やアルミ等の金属、古紙類・古布類など多岐にわたる。

【有機肥料化】

家庭から出る生ごみや農産物残渣等を発酵処理し、有機肥料にすること。

【ユニバーサルデザイン】

文化や言語、国籍の違い、体格、性別、年齢などの差異や障害・能力を問わず、誰でも利用することができる施設・製品・情報の設計の手法をいう。

ら行

【六フッ化硫黄（SF₆）】

京都議定書に定められた削減対象ガスの1つ。無色無臭、不燃性の安定な気体。絶縁性能（電気を通さない性質）が高く、ガス変圧器等電力機器の絶縁媒体として封入使用されるほか、半導体や液晶の製造工程にも使われる。地球温暖化係数（二酸化炭素を1とした場合の温室効果にもたらす影響の大きさ）は23,900と大きい。

資料編 02：省エネ行動実践メニュー

以下では、温室効果ガス削減目標の達成に向けた市民が実践すべき省エネ行動を紹介します。

＜目標達成への貢献度合いの目安＞

- ★……………定量的な削減数値を出すのが困難な取組み
- ☆……………CO₂削減効果が年間1～10kg-CO₂程度になる取組み
- ☆☆……………CO₂削減効果が年間10～50kg-CO₂程度になる取組み
- ☆☆☆……………CO₂削減効果が年間50～100kg-CO₂程度になる取組み
- ☆☆☆☆……………CO₂削減効果が年間100kg-CO₂以上になる取組み

1) 冷暖房・空調

取組み内容	CO ₂ 削減への貢献度合い
暖房（ストーブ）の設定温度を1℃低くする	☆☆☆☆
冷房（エアコン）の設定温度を1℃高くする	☆☆
天井から床までのカーテンを使用し、窓の断熱効果を高める	☆☆☆
電気カーペットの温度をこまめに調節する	☆☆☆

2) 照明

取組み内容	CO ₂ 削減への貢献度合い
使用していない照明（40型蛍光灯）を1時間消す	☆
白熱電球（60型）を蛍光ランプに取り替える	☆☆
蛍光灯をLED照明に取り替える※	☆☆☆☆

3) リビング

取組み内容	CO ₂ 削減への貢献度合い
使用していない電気機器のプラグをコンセントから抜く	☆☆
テレビをつけている時間（つけっぱなし）を1時間減らす	☆☆
使っていないパソコンの電源を切る	☆

4) 台所

取り組み内容	CO2 削減への貢献度合い
冷蔵庫の温度設定を低くしすぎない	☆
冷蔵庫にモノを詰めすぎない	☆☆
冷蔵庫のドアの開け閉めを少なくする	☆
炎がなべ底からはみ出さないようにする	☆
食器を洗うお湯の温度を2℃下げる	☆☆

5) トイレ

取り組み内容	CO2 削減への貢献度合い
暖房便座は使わないときはふたを閉める	☆☆
暖房便座の設定温度を控えめにする	☆☆

6) 洗濯・お風呂

取り組み内容	CO2 削減への貢献度合い
洗濯はまとめて行う	☆
風呂の追い炊きをしない（続けて入る）	☆☆☆
シャワーをこまめに止める（3分短縮の場合）	☆☆☆

7) 買い物

取り組み内容	CO2 削減への貢献度合い
マイバッグ（エコバッグ）、マイボトルを使う※	★
地産地消を意識した買い物をする※	★
「ふらのグリーンフラッグ制度」に加入している飲食店を利用する◎	★
カーボンオフセットの付いた商品や、木材利用製品を選ぶ※	★
エコラベル等を参考に、カーボンフットプリントやフードマイレージの小さい商品を選ぶ※	★
ふらの・eco ひいきカードに参加する◎	★

8) 外出・ドライブ

取り組み内容	CO2削減への貢献度合い
アクセルをふんわりと踏む	☆☆☆☆
車間距離に余裕を持ち、加速の少ない運転をする	☆☆
停車時には早めにアクセルから足を離す	☆☆
カーエアコンの温度・風量をこまめに調節する	☆☆☆☆
アイドリングストップをする	☆
近い距離は徒歩や自転車にする（1kmあたり）	☆☆☆
公共交通機関を利用する※	★
植樹やふらのガイアナイトなど、地域の環境イベントに積極的に参加する◎	★

無印の取り組み：参考資料として「北海道省エネルギー・新エネルギーガイド」（H22、北海道経済産業局）を使用

※印の取り組み：参考資料として「チャレンジ25 25の取り組み」（H22、環境省）を使用

◎印の取り組み：富良野市独自の取り組み

資料編 03：市民、事業者、中学生アンケート結果の概要

1. 市民アンケート調査概要

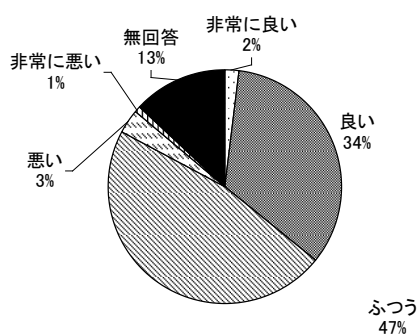
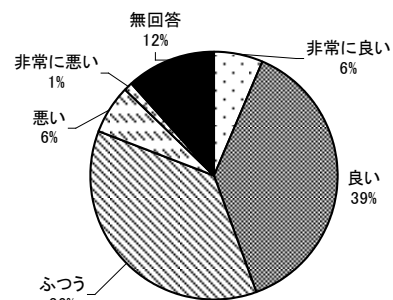
市民アンケートの結果、集計数（返送数から宛先不明、回答拒否等を除いた有効回答数）は以下の通りとなった。市民・事業者とも前回の回収数を下回っている。

項目	アンケート発送数	集計数
市民	1000	411
事業者	100	46
中学生	中学2年生全員を対象	250

2. 市民アンケート結果

●身の回りの環境の状況

富良野市の環境について「非常に良い」または「良い」と答えた中学生は45%、市民は36%だった。一方「非常に悪い」または「悪い」と答えた中学生は7%、市民は4%だった。旧計画策定時と比較すると、身の回りの環境に対する評価は両者ともに高くなっている。

Q3 富良野市の環境について
(市民)Q4 富良野市の環境について
(中学生)

旧計画策定時（10年前）	現在（H22）
<ul style="list-style-type: none"> ●市民「非常に良い」…3% 「良い」…27% 「ふつう」…53% 「悪い」…13% 「非常に悪い」…2% 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民「非常に良い」…2% 「良い」…34% 「ふつう」…47% 「悪い」…3% 「非常に悪い」…1%
<ul style="list-style-type: none"> ●中学生「非常に良い」…6% 「良い」…31% 「ふつう」…44% 「悪い」…15% 「非常に悪い」…3% 	<ul style="list-style-type: none"> ●中学生「非常に良い」…6% 「良い」…39% 「ふつう」…36% 「悪い」…6% 「非常に悪い」…1%

身の回りの環境の状況（個別項目ごと）

身近な環境の状況について富良野市が「良い」「非常に良い」と思う理由として、市民・中学生共に「山並みや丘陵畑の景色・景観の美しさ」を1位にあげていた。一方、「悪い」「非常に悪い」とする理由では「たばこやごみのポイ捨て等マナーの悪さ」が両者ともに1位となっており、他の項目との開きが非常に大きくなっていった。

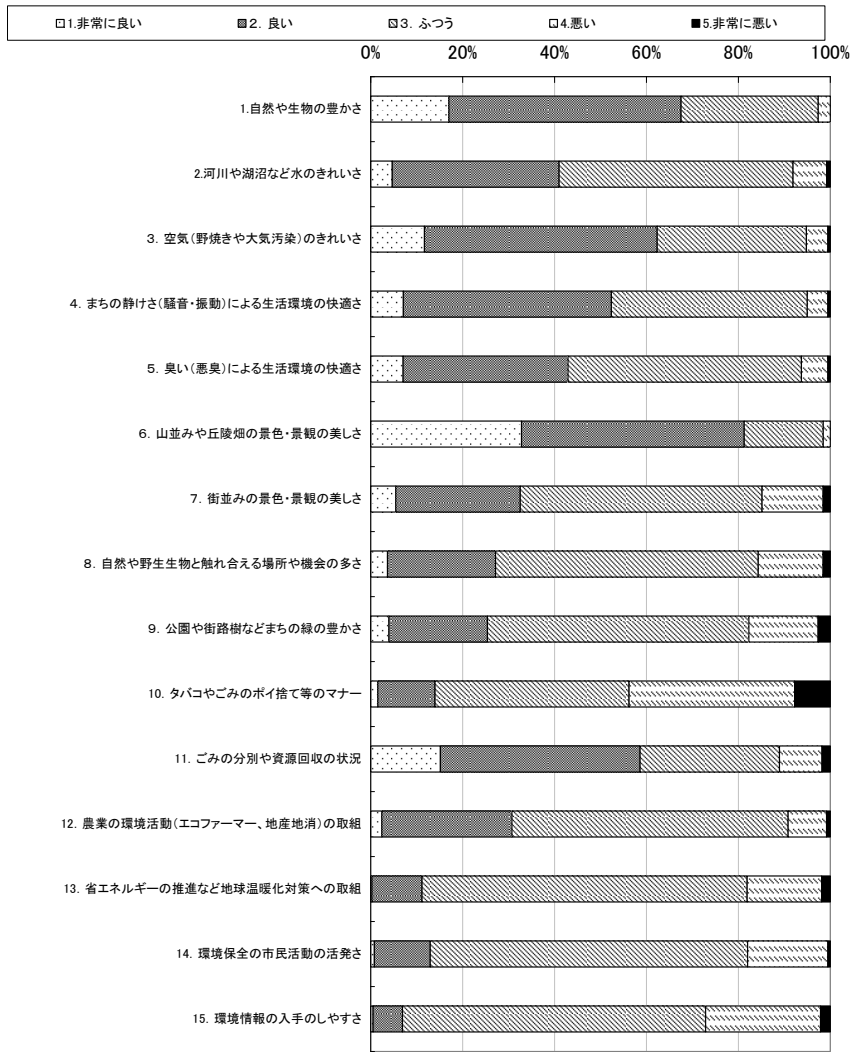
富良野市の環境が良いと思う点

	市民	中学生
1位	山並みや丘陵畑の景色・景観の美しさ	山並みや丘陵畑の景色・景観の美しさ
2位	自然や生物の豊かさ	自然や生物の豊かさ
3位	空気（野焼きや大気汚染）のきれいさ	街並みの景色・景観の美しさ
4位	ごみの分別や資源回収の状況	まちの静けさ（騒音・振動）による生活環境の快適さ
5位	まちの静けさ（騒音・振動）による生活環境の快適さ	公園や街路樹などまちの緑の豊かさ

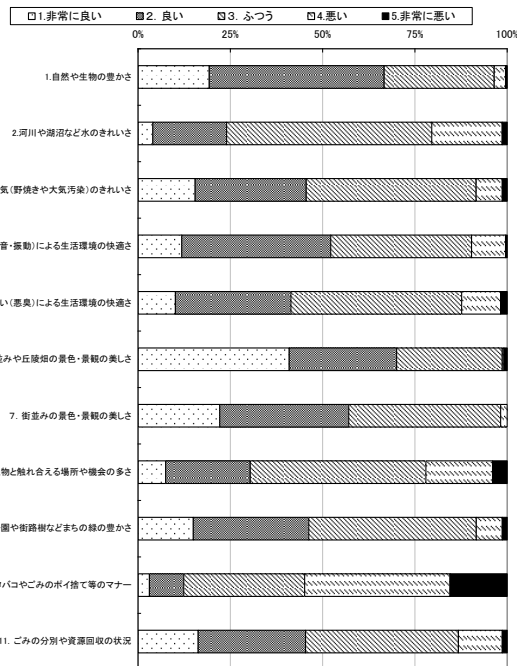
富良野市の環境が悪いと思う点

	市民	中学生
1位	たばこやごみのポイ捨て等マナーの悪さ	たばこやごみのポイ捨て等マナーの悪さ
2位	環境情報の入手のしやすさ	自然や野生動物と触れ合える場所や機会の多さ
3位	市民による環境保全活動の活発さ	河川や湖沼など水の綺麗さ
4位	省エネルギー等地球温暖化活動への取組	ごみの分別や資源回収の状況
5位	公園や街路樹などまちの緑の豊かさ	臭い（悪臭）による生活環境の快適さ

富良野市の環境全般について(項目別、市民)



富良野市の環境全般について(項目別、中学生)



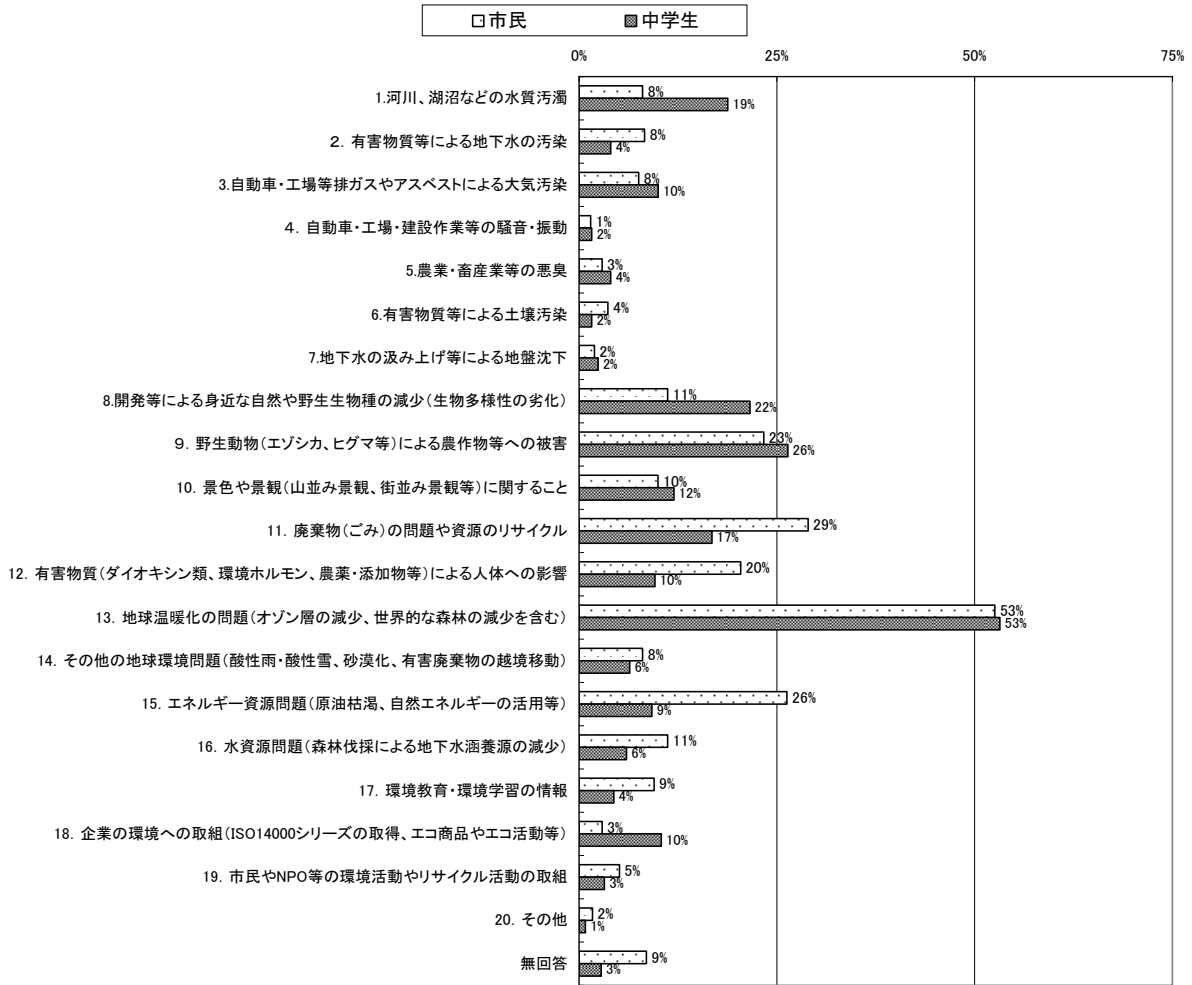
●関心のある環境問題（市民・中学生）

市民、中学生共に関心のある環境問題の1位として「地球温暖化の問題（オゾン層減少、世界的な森林の減少を含む）」をあげており、現行計画策定当時からの社会問題の変化が伺える。一方で、2位以降は市民で「廃棄物（ごみ）の問題や資源のリサイクル」、「エネルギー資源問題（原油枯渇、自然エネルギーの活用等）」が多くの関心を集めたのに対し、中学生では「野生動物（エゾシカ、ヒグマなど）による農作物等への被害」「河川・湖沼などの水質汚濁」への関心が高かった。いわゆる公害問題・生活環境に関する問題への関心は市民で高く、野生生物等自然環境への関心は中学生で高い傾向がみられる。

関心のある環境問題（上位5位・3つまで回答）

H22 現在	市民	中学生
1位	地球温暖化の問題（オゾン層減少、世界的な森林の減少を含む）	地球温暖化の問題（オゾン層減少、世界的な森林の減少を含む）
2位	廃棄物（ごみ）の問題や資源のリサイクル	野生動物（エゾシカ、ヒグマ等）による農作物等への影響
3位	エネルギー資源問題（原油枯渇、自然エネルギーの活用等）	河川、湖沼などの水質汚濁
4位	野生動物（エゾシカ、ヒグマ等）による農作物等への被害	開発等による身近な自然や野生生物種の減少（生物多様性の劣化）
5位	有害物質（ダイオキシン類、環境ホルモン、農薬・添加物等）による人体への影響	廃棄物（ごみ）の問題や資源のリサイクル
10年前		
1位	ダイオキシン問題	自動車等による大気汚染
2位	農薬・添加物等による食品汚染	オゾン層の破壊
3位	廃棄物問題	川などの水質汚濁
4位	地球温暖化	動植物の減少や絶滅
5位	オゾン層の破壊	廃棄物問題

環境問題に対する関心(市民・中学生)



●日常的な環境を保全するための取組（市民・中学生）

日常的な環境の取組み（上位5位・回答数3つまで）

H22 現在	市民	中学生
1位	ゴミの分別を行うほか、ゴミをなるべく出さないようにしている。	ゴミのポイ捨てはしないようにしている。
2位	買い物にはエコバッグを使用し、過剰な包装をなるべく断るようになっている。	買い物にはエコバッグを使用し、余計な包装はなるべく断るようになっている。
3位	節電（こまめな消灯や電源オフ、冷暖房の適正温度設定）に心がけている。	節電（こまめな消灯や電源オフ、冷暖房を使いすぎないなど）に心がけている。
4位	ゴミやタバコの投げ捨てはしないようにしている。	ゴミの分別を積極的に行うほか、ゴミをなるべく出さないようにしている。
5位	地産地消を意識した食生活を心がけている。	節水（シャワーを流しっぱなしにしないなど）に心がけている。
10年前	（上位5位・複数回答可）	
1位	ゴミやタバコの投げ捨てはしないようにしている	ごみの投げ捨てをしないようにしている
2位	ゴミの分別を行うほか、ゴミをなるべく出さないようにしている	ごみの分別をしている
3位	食べ物の残りかすや油を流さないようにしている	節水に心がけている
4位	節電に心がけている	ものを大切に使うようになっている
5位	家庭ごみや農業廃棄物の野焼きを行わないようにしている	節電に心がけている

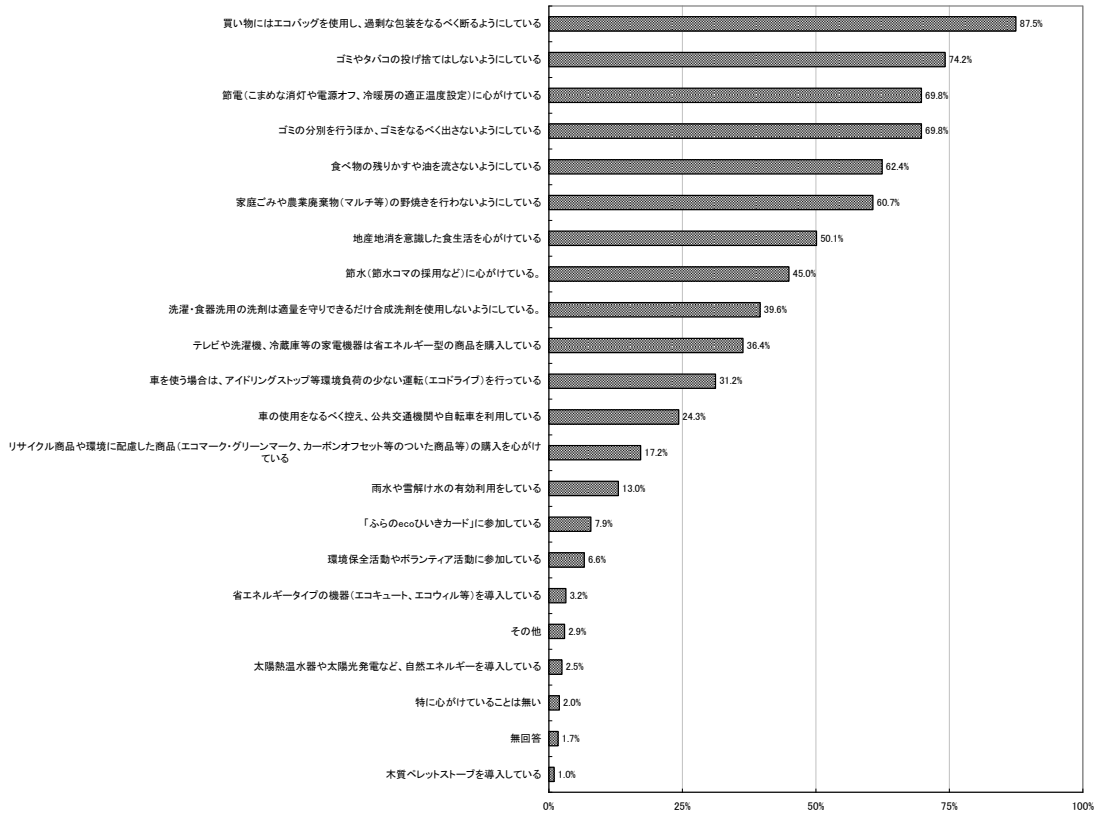
<総合>

市民・中学生ともに旧計画策定時の調査と同様、廃棄物に関する問題に関して積極的に行動したり、日常的に意識している傾向がみられた。また、前回調査で項目に無かった「地産地消」については、市民で約50%、中学生で30%が日常的な取組として認識していた（複数回答可）。同様に前回調査時は単独項目としてあげられなかった過剰な包装の削減（エコバッグの使用）についても、市民・中学生でそれぞれ2位（回答数限定）、複数回答可では市民で1位となり、半数以上の市民・中学生が実践していると回答した。

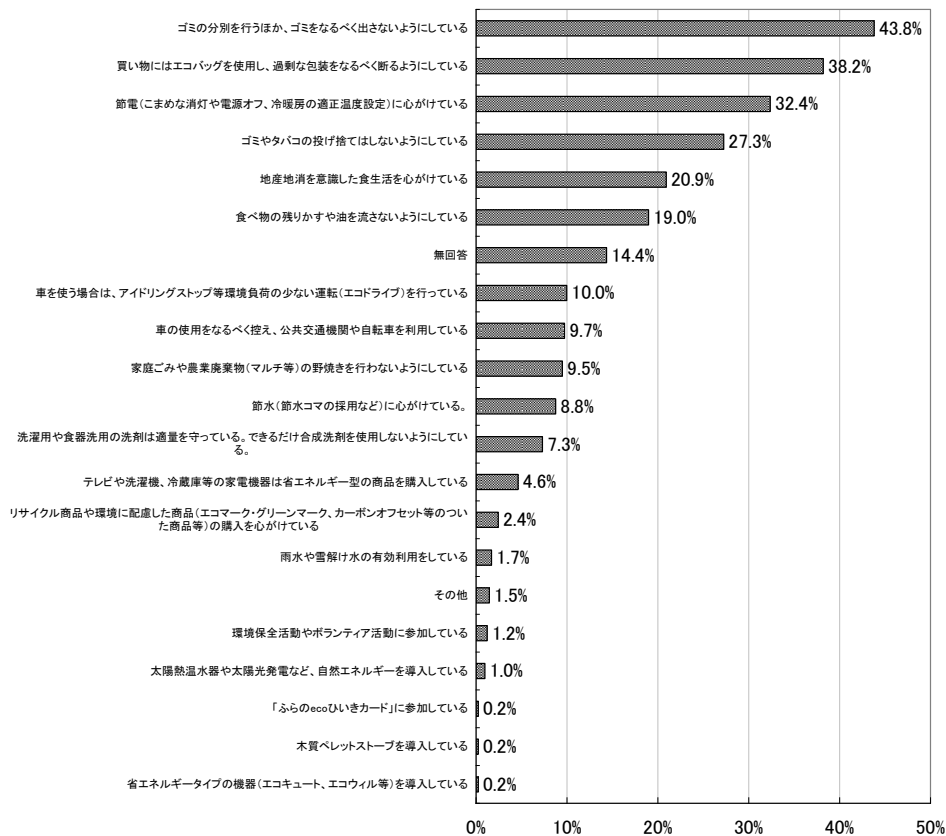
<省エネ・新エネの導入に対する傾向>

前回調査時から引き続いて節電に対する意識が高いほか、省エネルギー機器・家電の導入は36%の市民が行っていると回答している（複数回答）。一方で、木質ペレットストーブや太陽光発電等新エネルギーの導入に関しては、それぞれ1%と2.4%に留まった（複数回答）。

環境保全に対する取組(市民) ※複数回答可



環境保全に対する取組(市民) ※3つまで

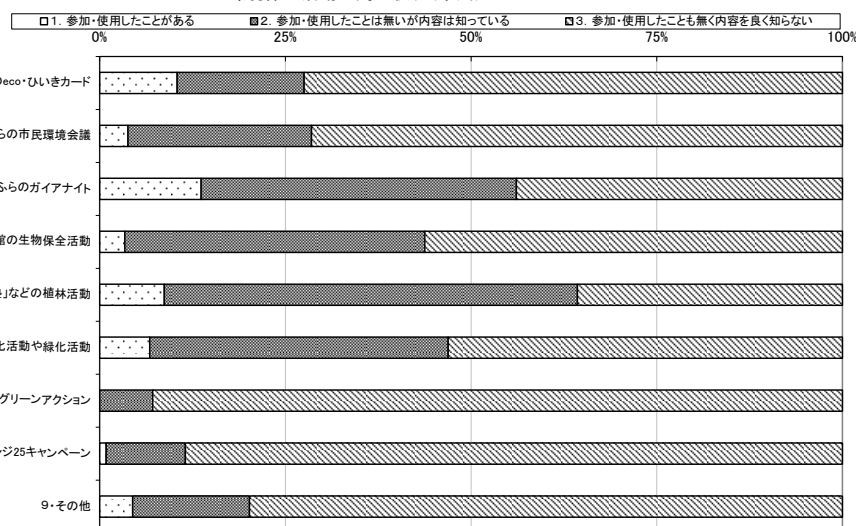


●環境活動への参加・認知状況（市民・中学生）

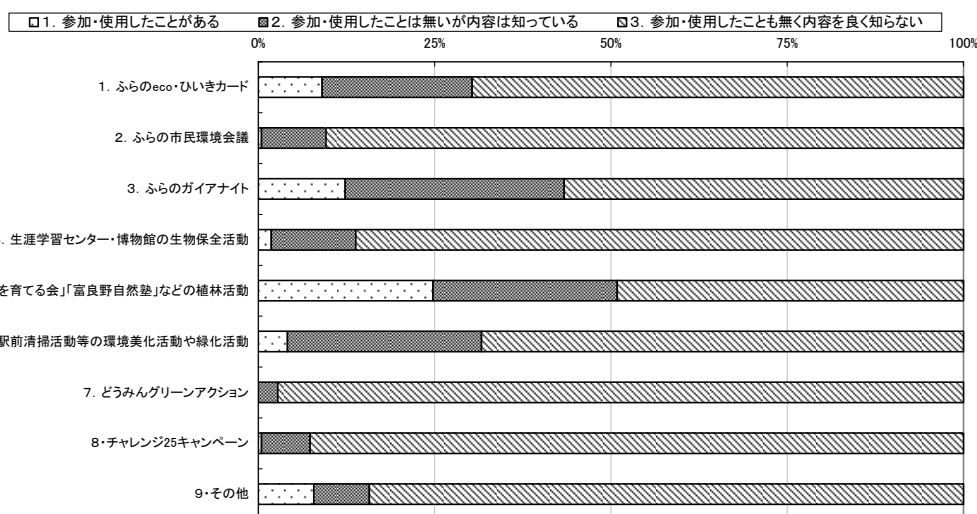
富良野市、道、国等行政およびNPOによる環境活動への参加・活動については、市民・中学生ともに「参加・使用したことは無く名前も良く知らない」との回答が大半を占める等、全体的に活動そのものに対する認知が行われていない傾向がみられた。市民・中学生両方で半数以上が「参加したことがある」又は「参加したことはないが内容を知っている」と回答したのは「山川草木を育てる会・富良野自然塾等が実施している植林活動」のみで、次いで「ふらのガイアナイト」や「駅前での清掃・美化活動」等、市内で実施されている活動については比較的良好に周知されていた。一方で、道が実施している「どうみんグリーンアクション」や、国の温暖化削減プランである「チャレンジ25」等に関しては市民・中学生共に80%以上が「内容を良く知らない」と回答していた。

旧計画策定時の同項目に対するアンケート結果では、個別の活動に対する設問は行われていないものの、「特に環境保全活動への参加はしていない」との回答が7割を占めており、実際の活動に結びつきにくい傾向は持続しているとみられる。

Q7.環境保全活動の周知状況(市民)



Q7.環境保全活動の周知状況(中学生)



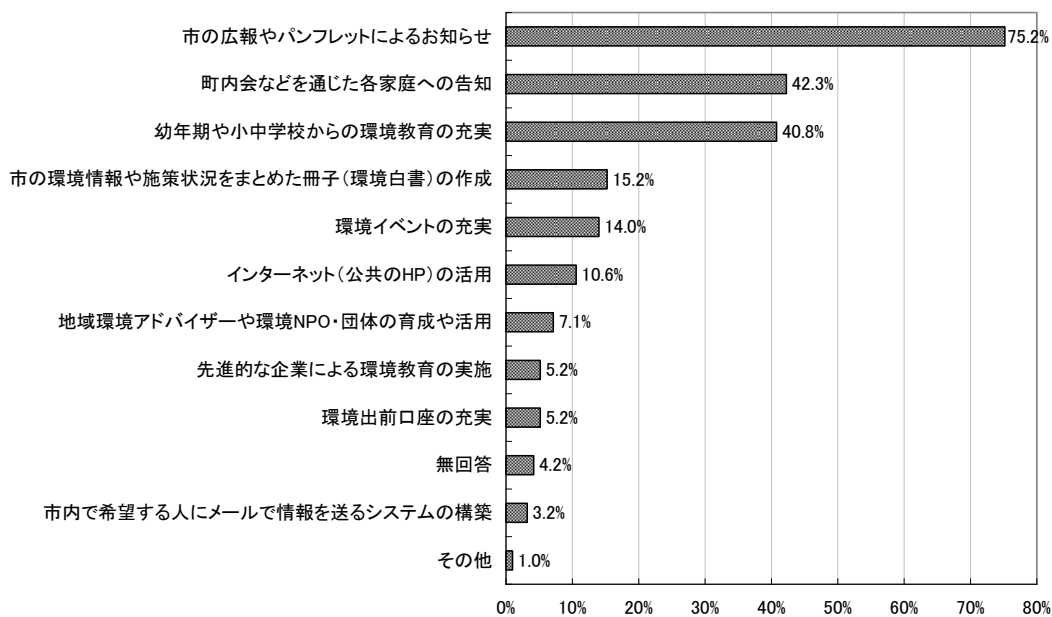
●環境に関する情報の入手方法（市民、中学生）

現在市民が利用している富良野市の環境に関する情報の入手方法については、「市の広報やパンフレット」および「町内会等を通じた各家庭への告知」が大半を占めた。

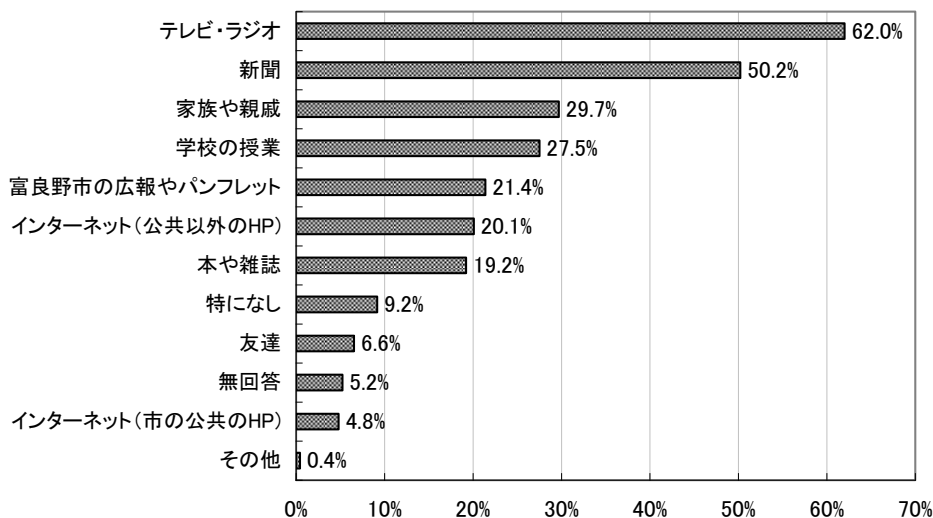
また、今後の環境情報提供の手段については、「市の広報やパンフレット」による提供を希望する回答が大半を占め、「町内会などを通じた告知」、「環境教育の推進」が続いた。現行計画策定時のアンケートでは「環境教育の推進」が1位、「市の広報やパンフレット」による告知が2位だった。

中学生への設問では、一般的な環境に対する情報源について尋ねたところ、「テレビ・ラジオ」と「新聞」がそれぞれ1位と2位になり、次いで3位に「家族や親戚」が挙げられた。

今後の情報提供の仕方(市民)※複数回答可



環境に関する情報の入手手段(中学生・複数回答可)



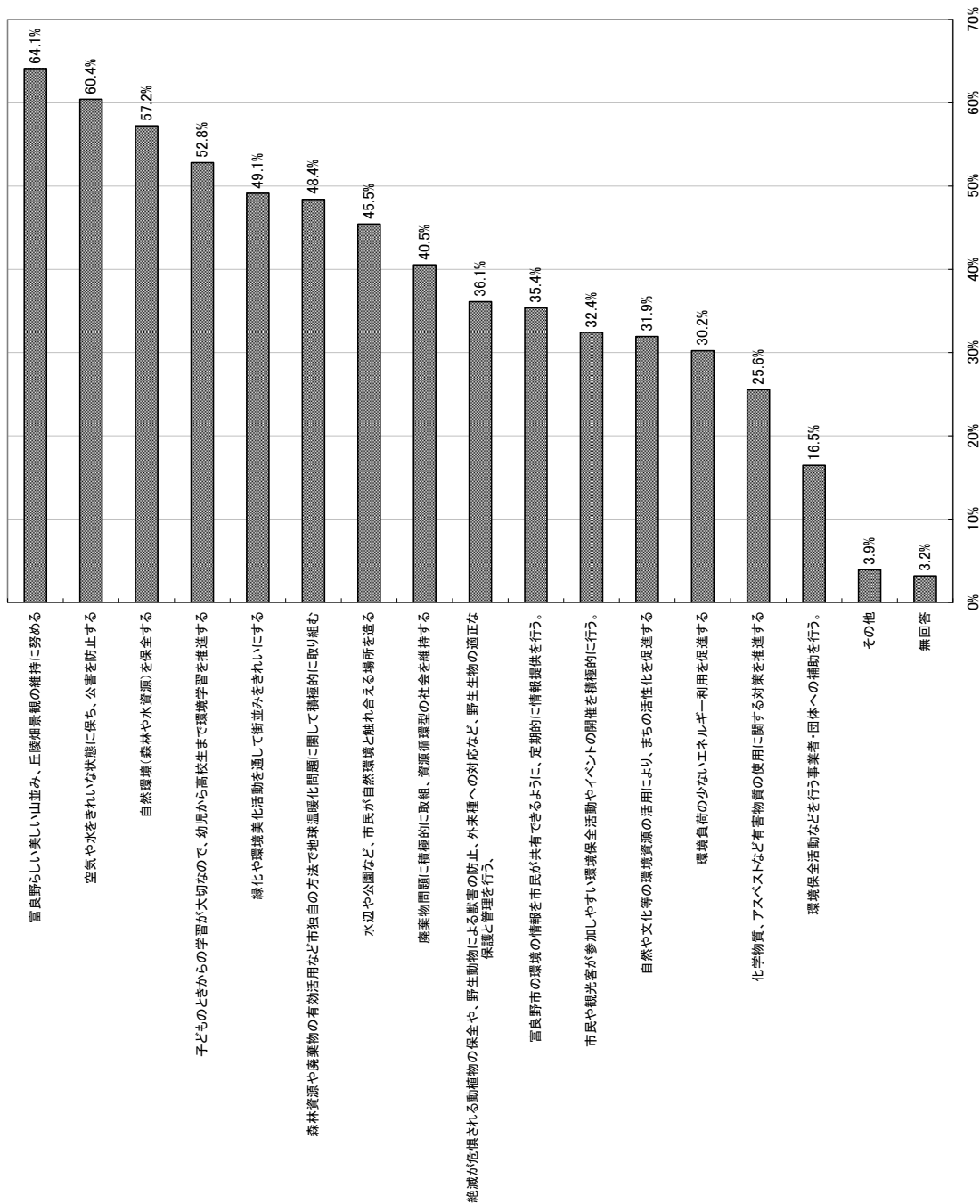
●今後の市の施策方向性についての希望（市民）

今後の市の施策方向性について、市民の回答は1位「富良野らしい美しい山並み、丘陵景観の維持に努める」、2位「子どものときからの学習が大切なので、幼児から高校生まで環境学習を推進する」、3位「空気や水をきれいな状態に保ち、公害を防止する」となった。前回アンケート時の2位に上がっていた廃棄物問題については、今回8位となった（いずれも回答数限定）。

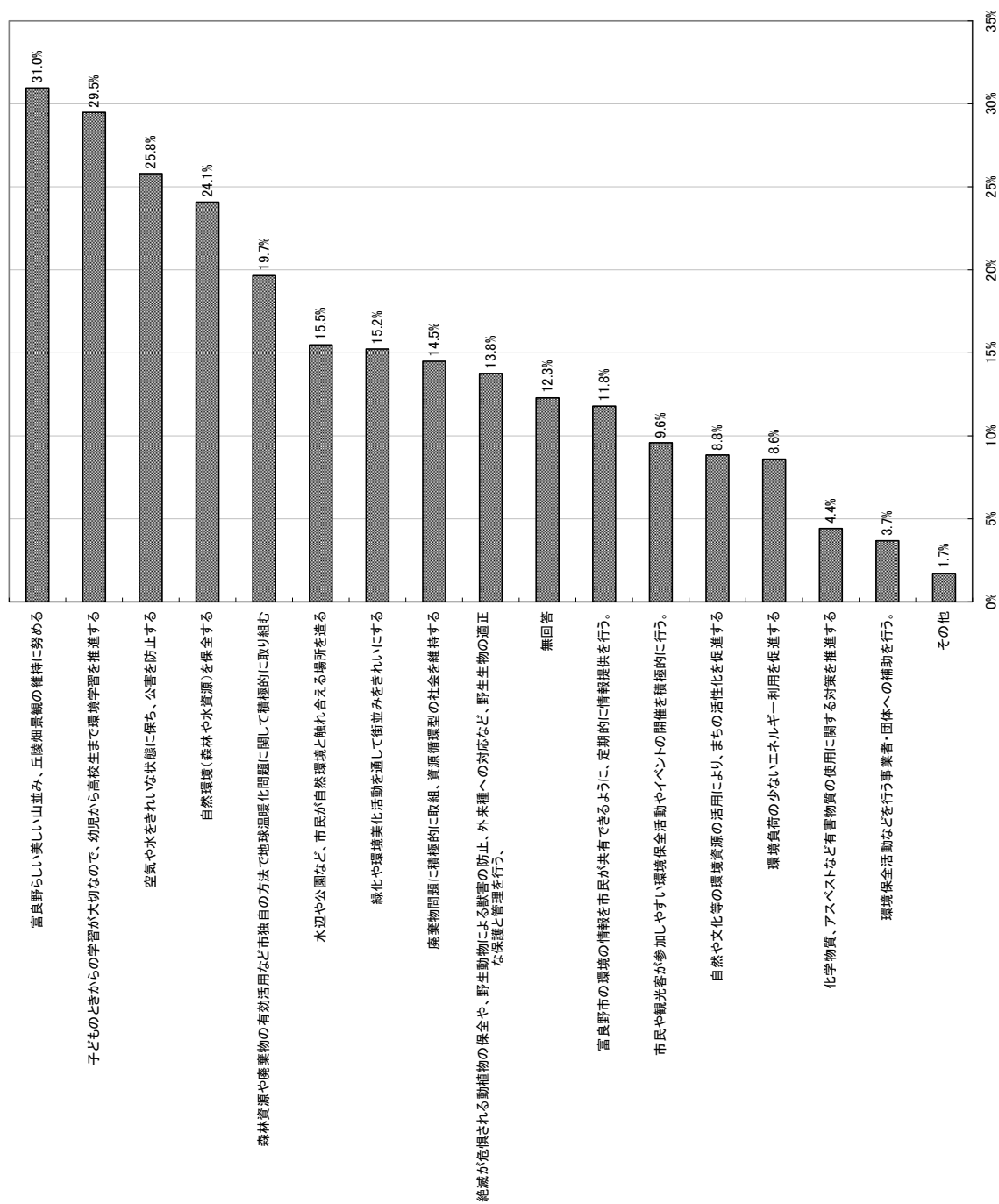
今後の市の施策方向性についての希望（上位5位）

H22 現在	複数回答可	回答数限定（3つまで）
1位	富良野らしい美しい山並み、丘陵景観の維持に努める。	富良野らしい美しい山並み、丘陵景観の維持に努める。
2位	空気や水をきれいな状態に保ち、公害を防止する。	子どものときからの学習が大切なので、幼児から高校生まで環境学習を推進する。
3位	自然環境（森林や水資源）を保全する。	空気や水をきれいな状態に保ち、公害を防止する
4位	子どものときからの学習が大切なので、幼児から高校生まで環境学習を推進する。	自然環境（森林や水資源）を保全する
5位	緑化や環境美化活動を通して街並みをきれいにする。	森林資源や廃棄物の有効活用など市独自の方法で地球温暖化問題に関して積極的に取り組む
10年前	（上位5位・複数回答可）	
1位	豊かで美しい自然を守り、育てる	
2位	廃棄物問題に積極的に取り組む	
3位	自然や文化等の環境資源の活用により、まちの活性化を促進する	
4位	生態系を守り、人と動植物が共生する安定した環境を育てる	
5位	街並みをきれいにする	

環境施策の方向性(市民)※複数回答可



環境施策の方向性(市民)※3つまで

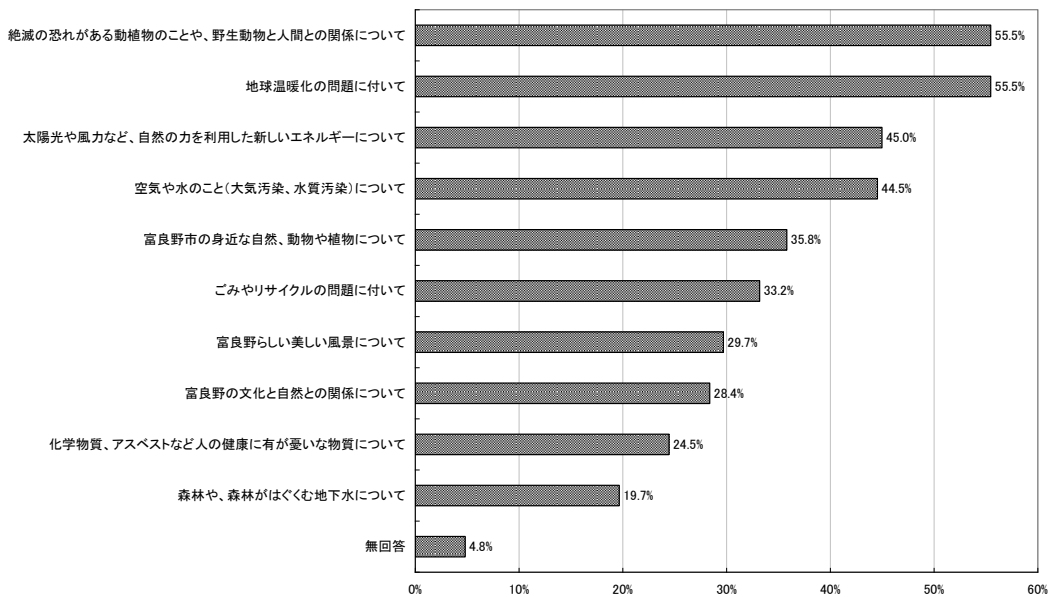


●今後の環境学習・環境活動についての希望（中学生）

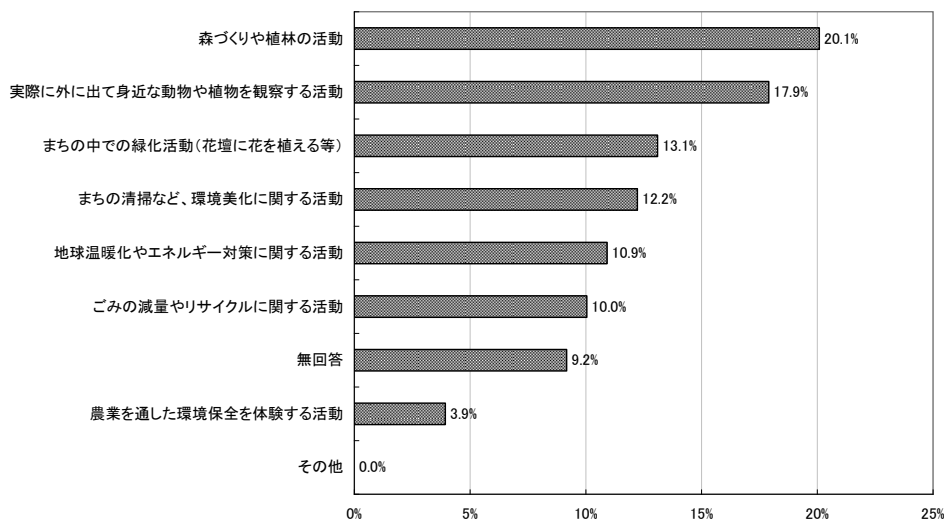
環境学習についての回答は、より知りたい内容として1位「絶滅の恐れがある動植物のことや野生動物と人間との関係について」、2位「地球温暖化の問題について」、3位「太陽光や風力など、自然の力を利用した新しいエネルギーについて」が挙げられた。現行計画策定時のアンケートと同様、社会問題として取り上げられている環境問題に対し関心が高い傾向が見られるほか、野生生物に関する知識に高い関心が集まっている。

環境活動についての回答では、今後参加したい活動内容として1位「森づくりや植林の活動」、2位「実際に外に出て身近な動物や植物を観察する活動」が挙げられた。ここでも実際に取り組む活動対象として、自然環境問題に対する関心が高い傾向が見られる。

環境について知りたいこと(中学生) ※複数回答可



参加してみたい環境活動(中学生) ※1つ回答

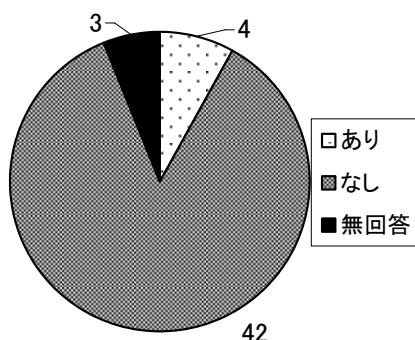


●事業活動が環境に及ぼす影響（事業者）

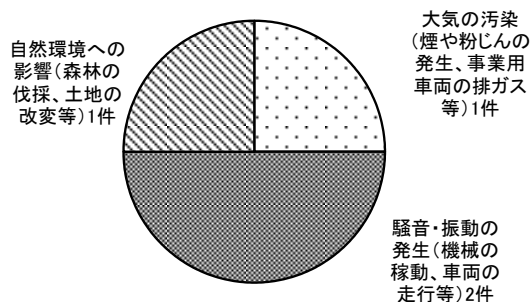
回答のあった49事業所のうち、過去2～3年の間に環境に関する苦情・意見等を受けたとしたのは4件で、その内訳は大気汚染（煙や粉じんの発生、事業用車両の排ガス等）1件、騒音・振動の発生2件、自然環境への影響（森林・土地の改変等）1件であった。

事業活動による環境影響についての回答があったのは全49件中37件からで、12件は無回答だった。事業活動が環境に及ぼす影響として最も多かったのが「騒音・振動の発生（機械の稼働、車両の走行等）」で、次いで「大気汚染（煙・粉じんの発生、車両走行による排ガス等）」、「廃棄物の発生」、「温室効果ガスの発生（電気・燃料等の使用）」が挙げられた。

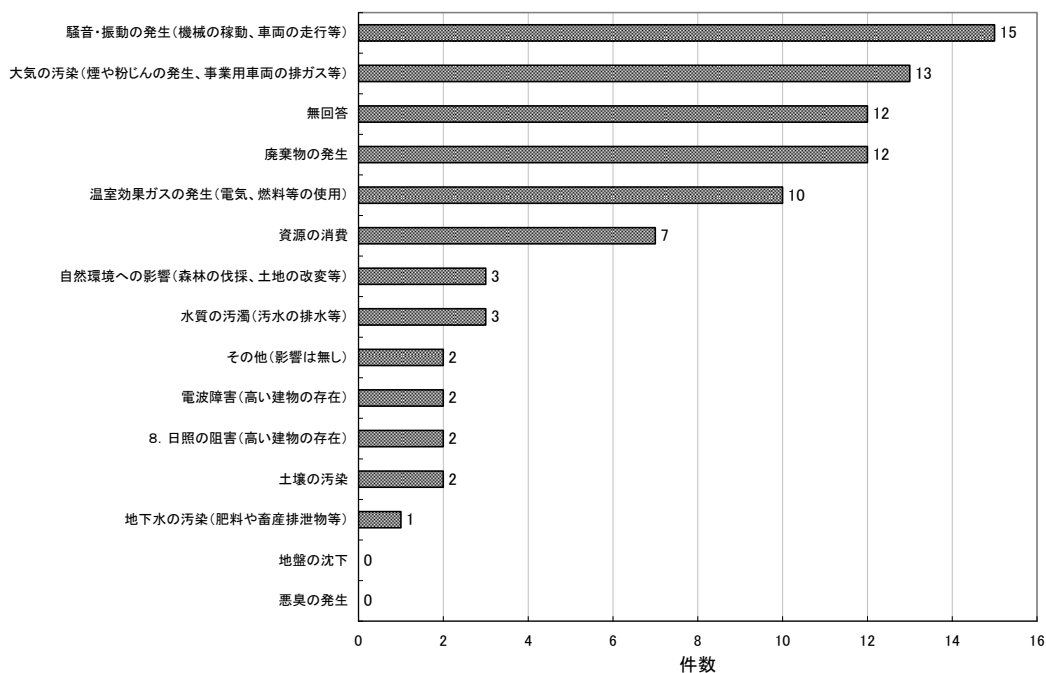
事業活動に対する苦情の有無
(過去2～3年)



事業活動に対する苦情・意見内容
※複数回答可



事業活動が環境に及ぼす影響(事業者)※複数回答可



●環境配慮への取組（事業者）

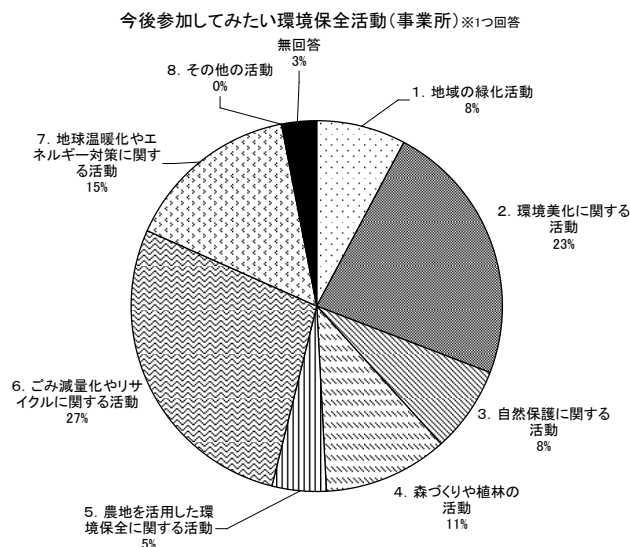
現在取り組んでいる活動内容では「節電の実施」「ごみの分別・減量化」「事業所敷地内及び周辺の清掃、美化活動への参加」が最も多かった。今後取り組みたい内容としては、環境保全活動・環境イベントへの協力・参加のほか、「省エネ型の照明機器・OA機器等の導入」および「低燃費・クリーンエネルギー自動車（低公害車）の導入」の2項目が高くなっていった。

また、節電・省エネ機器や低公害自動車の導入・ごみの減量に関して「事業内容と関係ない」と答えた事業者が1割以下となっており、多くの事業者は基本的な環境配慮について、事業活動の一部と捉えている事が伺えた。

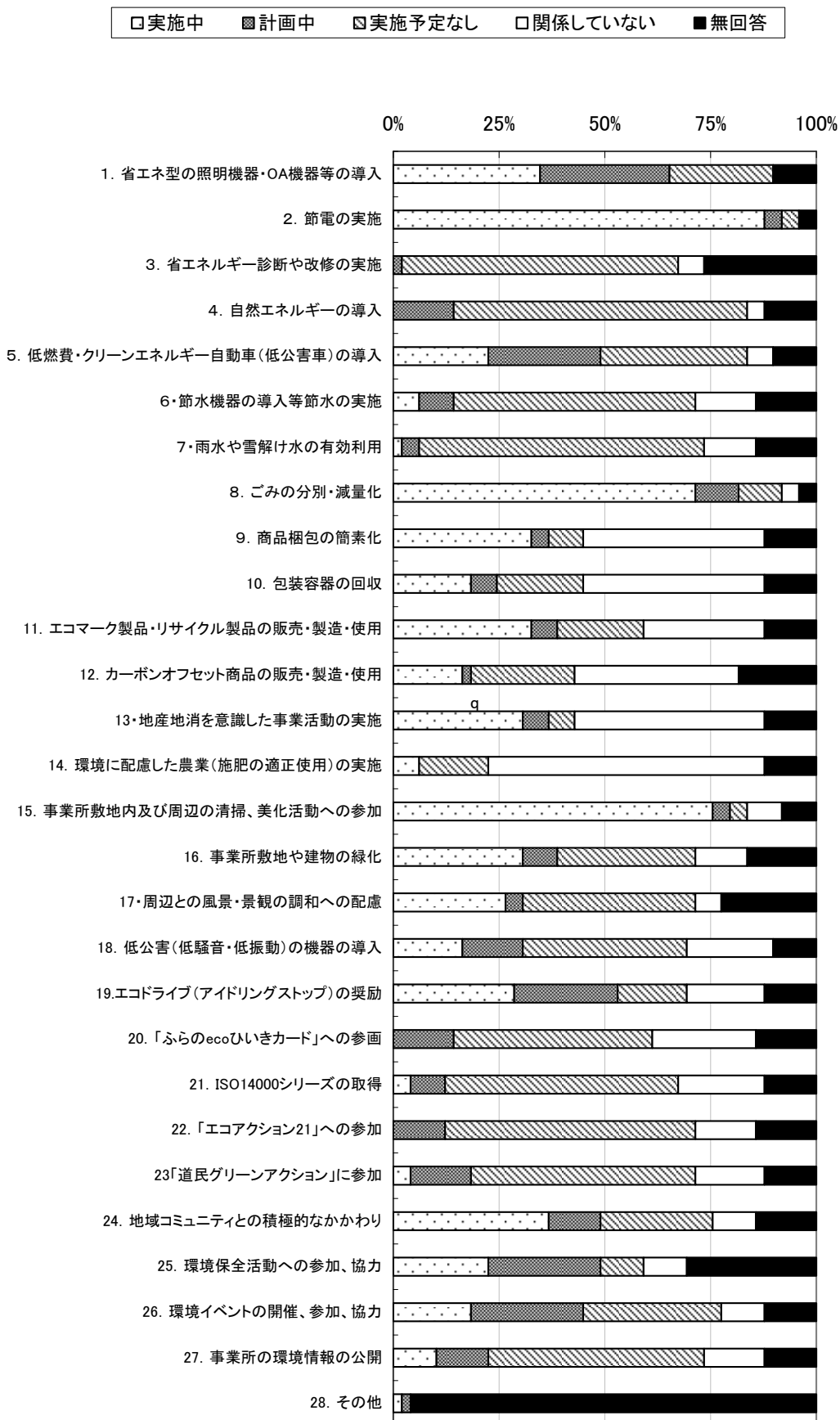
今回実施したアンケートでは、10年前のアンケート結果と設問項目および項目数が大幅に変更されているものの、10年前も今回も、最も多くあげられた取組としては「節電の実施」であった。10年前2位だった「環境にやさしい製品の使用」には、今回の設問では「省エネ型の照明・OA機器の導入」（72%の事業所が現在取組中・取組検討中）および「エコマーク製品・リサイクル製品の販売・製造・使用」（44%の事業所が現在取り組み中・取組検討中）が該当すると考えられる。

今後参加していきたい活動では「ごみ減量化やリサイクルに関する活動」がもっとも多く、次いで「環境美化に関する活動」となり、現在行っている環境配慮の取組を対外的な活動でも実施していく傾向がみられた。

H22 現在	事業者（現在取り組んでいる・今後取り組む予定であったとした取組）
1位	節電の実施
2位	ごみの分別・減量化
3位	事業所敷地内及び周辺の清掃、美化活動の実施
10年前	事業者（現在取り組んでいる・今後取り組む予定であったとした取組）
1位	節電の実施
2位	環境にやさしい製品の使用
3位	低公害の機器使用



環境配慮への取組み(事業者)



3. 市民アンケートに基づく現行計画の達成状況

旧環境基本計画に基づく環境保全行動計画では、複数の施策目標について「環境指標」を設定し、事後評価を行うことを規定していた。今回新たな計画策定にあたり行った市民アンケートの結果（市民及び事業者）を指標とし、現行計画目標の評価を行った。その結果を以下の表に示す。また、指標値として使用したアンケートの項目詳細を注記として掲載した。

旧計画策定時と比較し、多くの指標値は状況の好転を示しているものの、目標に達しているのは③森林・農地の保全 「緑が豊かであると感じられる」に対する市民回答率と、⑤野生動植物の保護管理・⑨身近に自然と触れ合える空間の創出 「敷地内の緑化に努めている」に対する事業所回答率のみであった。

市民アンケート（市民・事業者）に基づく施策目標評価

施策目標	環境指標（市民）			環境指標（事業者）		
	旧計画策定時	目標	現状	旧計画策定時	目標	現状
① 水環境の保全	食べ物の残りがすや油を流さないようにしている			節水を行っている		
	55%	90%	62%※1	23%	23%	18%※1
② 土壌環境の保全	生ゴミを堆肥化のため分別・提供			—		
	63%	90%	70%※2			
③ 森林・農地の保全	緑が豊かであると感じられる			—		
	45%	80%	81%※3			
④ 大気環境の保全	車の使用をなるべく控えている			アイドリングストップに取り組んでいる		
	15%	80%	25%※4	4事業所	20事業所	13事業所※4
⑤ 野生動植物の保護管理	様々な動植物が生息し、自然が豊かである			敷地内の緑化に努めている		
	24%	70%	67%※5	38%	60%	45%※5
⑥ ごみの減量化・リサイクル対策	ゴミの分別等、排出量の削減に努めている			簡易包装・廃棄物リサイクル・再生製品の使用に努めている		
	63%	90%	70%※6	46%	70%	45%※6
⑦ 資源・エネルギーの有効活用	節電に心がけている			節電を実施している		
	50%	80%	69%※7	22%	80%	95%※7
⑧ 魅力ある景観の創出	景色・景観が良い			敷地内の美化・緑化に努めている		
	39%	70%	28%※8	38%	70%	37%※8
⑨ 身近に自然と触れ合える空間の創出	—			敷地内の緑化に努める事業所割合		
				38%	60%	45%※9
⑩ 騒音・振動及び悪臭の	車や工場などの音がうるさい			低公害の機器を使用している		
	11%	0%	5%※10	4%	10%	37%※10

防止						
----	--	--	--	--	--	--

※注記※

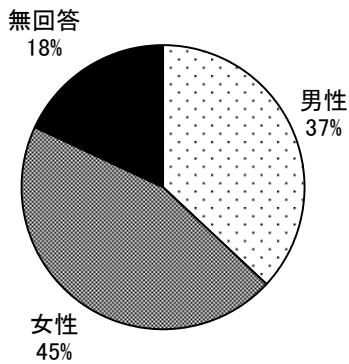
- ※1…市民アンケート：Q6：「食べ物の残りがすや油を流さないようにしている」と回答（複数回答可）した市民の割合
事業者アンケート：Q5：「節水機器の導入等、節水に努めている」に実施中・実施計画中と回答した事業者の割合
- ※2…市民アンケート：Q6「ゴミの分別を行うほか、なるべくゴミを出さないようにしている」と回答（複数回答可）した割合
- ※3…市民アンケート：Q4「山並みや丘陵畑の景色・景観の美しさ」に対し「非常に良い」又は「良い」と回答した割合
- ※4…市民アンケート Q6：「車の使用をなるべく控え、公共交通機関や自転車を利用している」と回答（複数回答可）した割合
事業者アンケート Q5：「エコドライブ（アイドリングストップ）の奨励」に実施中と回答した事業所数
- ※5…市民アンケート Q4：「自然や生物の豊かさ」に対し、「非常に良い」又は「良い」と回答した割合
事業者アンケート Q5：「事業所敷地や建物の緑化」に対し、実施中又は実施計画中と回答した割合
- ※6…市民アンケート：Q6：「ゴミの分別を行うほか、なるべくゴミを出さないようにしている」と回答（複数回答可）した割合
事業者アンケート：Q5：エコマーク製品・リサイクル製品の販売・製造・使用」に対し、実施中又は計画中と回答した割合
- ※7…市民アンケート Q6：「節電に心がけている」と回答（複数回答可）した割合
事業者アンケート Q5：「節電の実施」に対し、実施中又は計画中と回答した割合
- ※8…市民アンケート Q4：「街並みの景色・景観の美しさ」に対し、「非常に良い」又は「良い」と回答した割合
事業者アンケート Q5：「周辺との風景・景観の調和への配慮」に対し、実施中又は計画中と回答した割合
- ※9…事業者アンケート Q5：「事業所敷地や建物の緑化」に対し、実施中又は実施計画中と回答した割合
- ※10…市民アンケート Q4：「まちの静けさ（騒音・振動）による生活環境の快適さ」に対し、「悪い」又は「非常に悪い」と回答した割合
事業者アンケート Q5：「低公害（低騒音・低振動）の機器の導入」に対し、実施中又は計画中と回答した割合。

4. アンケート基礎情報

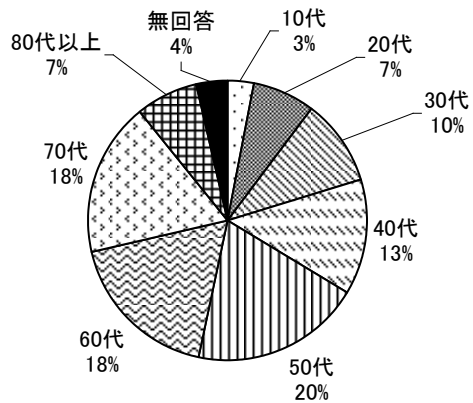
●市民アンケート

アンケート回答者は、男性 152 名、女性 185 名、無回答 74 名となっており、年代別では 50 歳代が 20%と最も多かった。また、在住歴では 20 年以上（41%）が最多で、職業はその他が 23%と最も多く、主婦（22%）、会社員（16%）が続いた。回答者の在住地域では、市街地が 69%、農村域が 17%、無回答が 14%となった。

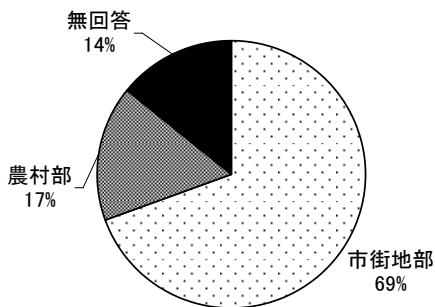
男女比(%)



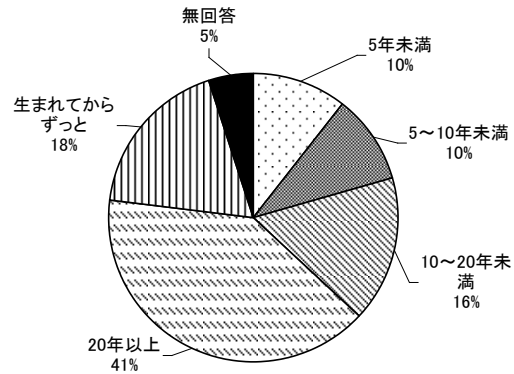
年齢層別割合(%)



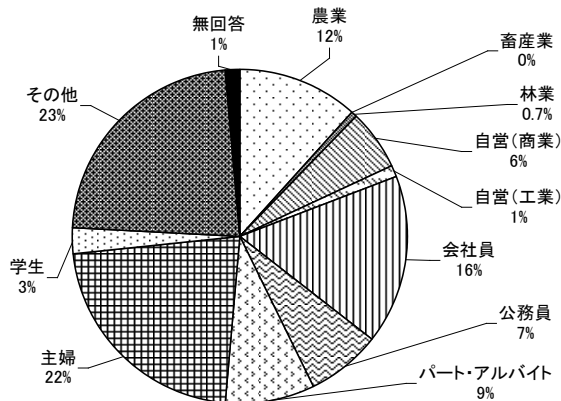
居住地(%)



居住年数別割合(%)



職業別割合(%)

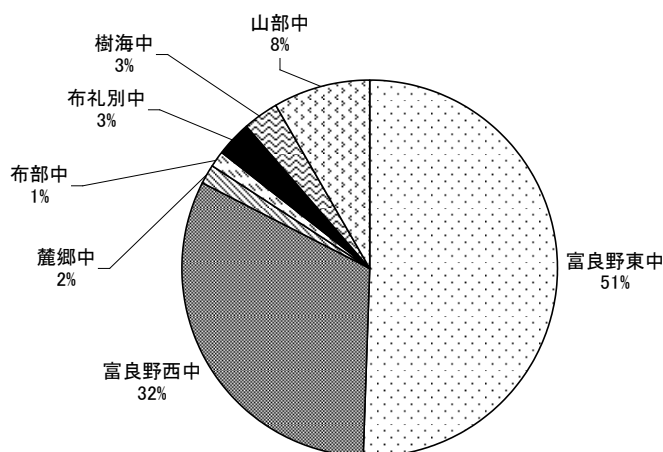


●中学生アンケート

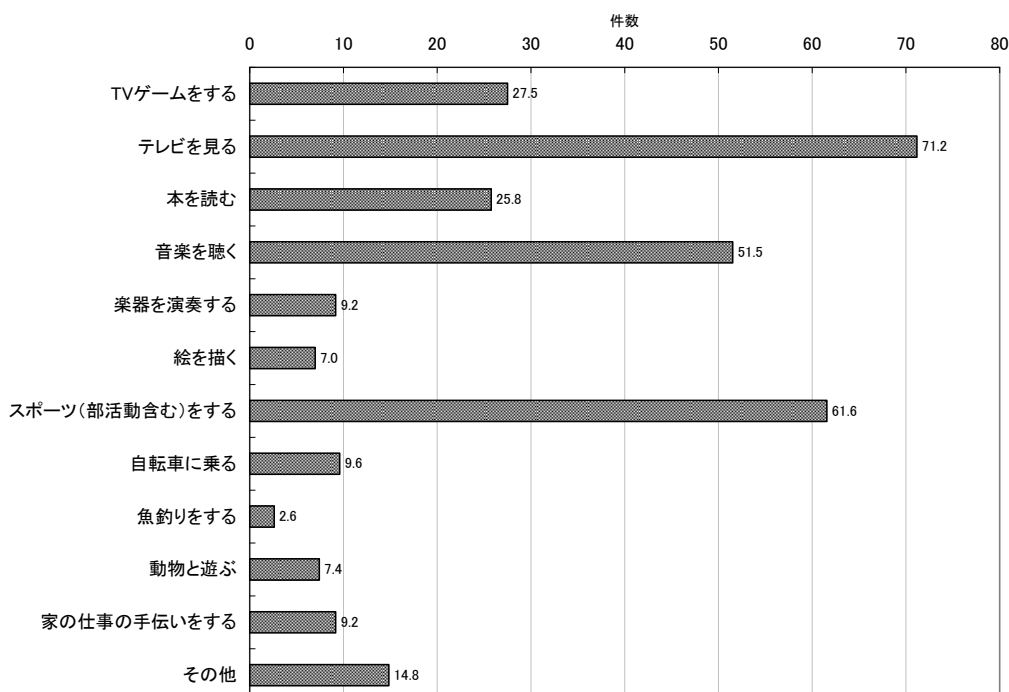
中学校別では富良野東中からの回答が最も多く 51% を占めた。

また、「日頃（学校の勉強以外で）していること」に関する質問では、「テレビを見る」が最も多く 71% で、「スポーツ（部活動含む）をする」62% が続いた。また、「その他」の内容として「パソコンの使用」や「携帯電話の使用」を上げる生徒が多く、旧計画策定時と比較して、ここ 10 年間で情報通信機器利用の浸透がうかがわれた。

中学校別割合(%)



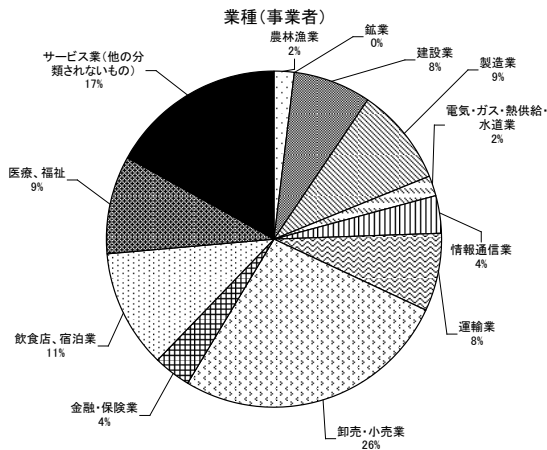
日頃していること(中学生)



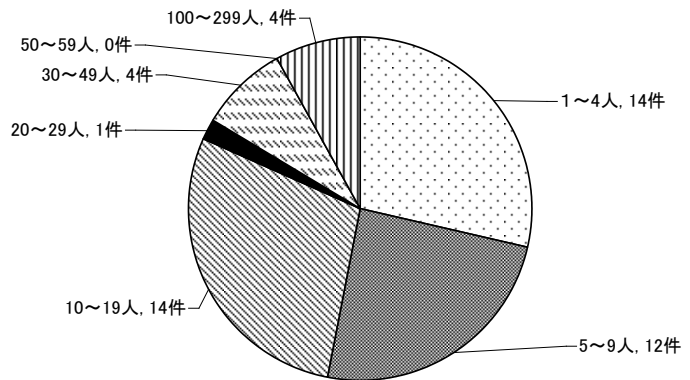
●事業所アンケート

回答のあった事業所の業種別では「卸売・小売業」が最も多く 26%で、「その他サービス業」17%、「飲食・宿泊業」11%がそれに続いた。回答の無かった業種は鉱業のみであった。

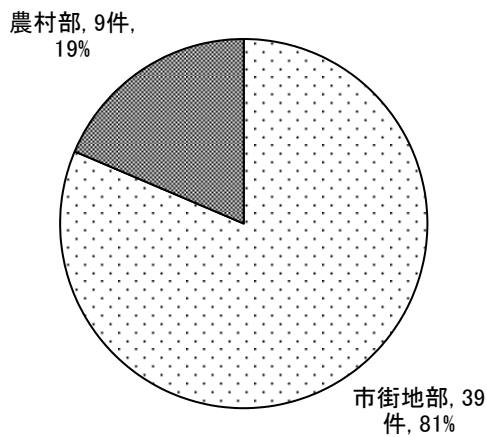
従業員数別では1～4人規模と10～19人規模の事業者が最も多く、300人以上の規模の事業者はいなかった。また、事業年数は20年以上が最も多く、所在地は市街地部が81%（39件）、農村部が19%（9件）だった。



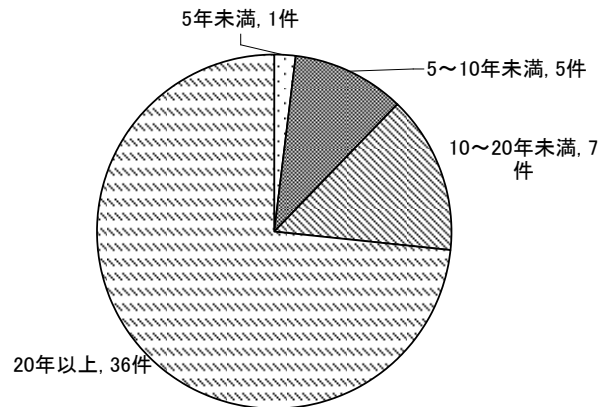
従業員数別(人数)



所在地別



事業年数別(件数)



資料編 04：環境基本計画・地球温暖化対策実行計画の策定経過

富良野市環境審議会委員名簿

任期：自 平成21年8月7日～ 至 平成23年8月6日

No.	氏名	選任区分	所属	備考
1	芝野博文	学識経験者	東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林（林長）	
2	辻宣行	学識経験者	北海道大学サステナビリティ学教育研究センター（特任准教授）	
3	有澤浩	学識経験者	森林生物研究所（主宰）	
4	家次敬介	学識経験者	北海道地球温暖化防止活動推進員	
5	高橋穰二	関係団体	富良野市廃棄物減量等推進審議会	
6	市村英規	関係団体	富良野商工会議所（常議委員）	
7	佐々木秀樹 澁谷正文 武田達樹	関係団体	ふらの農業協同組合（支所長）	後任 第2～3回：澁谷 第4回：武田
8	石川芳	関係団体	社団法人ふらの観光協会（事務局次長）	
9	酒井勝則	関係団体	富良野地区森林組合（指導課長）	
10	松井利顕	関係団体	北海道電力㈱富良野営業所（所長）	
11	倉橋夏代子	関係団体	富良野消費者協会	
12	熊崎健治	関係団体	富良野自然エネルギー創出研究会（会長）	
13	北川範之	関係団体	富良野市校長会	
14	二階堂孝雄	関係団体	富良野市連合町内会協議会	
15	高崎節子	関係団体	富良野市女性団体連絡協議会	
16	鎌田忠男	関係行政機関	富良野市総務部企画振興課（課長）	
17	南部栄一	一般公募		

富良野市環境基本計画庁内策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属等
委員長	石井 隆	副市長
委員	鎌田 忠男	企画振興課長
委員	若杉 勝博	総務課長
委員	清水 康博	財政課長
委員	原 正明	農林課長
委員	川上 勝義	商工観光課長
委員	太田 吉之	都市施設課長
委員	中村 勝利	都市建築課長
委員	佐藤 文雄	上下水道課長
委員	西野 成紀	こども未来課長
委員	高田 賢司	学校教育課長
委員	一條 敏彦	社会教育課長
委員	杉浦 重信	生涯学習センター所長
事務局 (市民環境課環境係)	古東 英彦	総務部長
	関根 嘉津幸	市民環境課長
	小笠原 竹伸	市民環境課環境係長

環境基本計画・地球温暖化対策実行計画の策定経過

年 月 日	会議名など	内 容
平成 22 年 7 月 20 日	第 1 回庁内策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画等の策定概要、検討方針等について 現行の環境基本計画の取組状況調査
平成 22 年 7 月 30 日	第 1 回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画等の策定概要、検討方針等について 現行の環境基本計画の取組状況評価
平成 22 年 9 月 27 日	第 2 回庁内策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 各施策項目の地域特性、取組状況、評価と課題、今後の施策方向性について 温室効果ガスの排出量の現状と将来推計 市民・事業者等アンケート調査票(案)について
平成 22 年 10 月 1 日	第 2 回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 各施策項目の地域特性、取組状況、評価と課題、今後の施策方向性について 温室効果ガスの排出量の現状と将来推計 市民・事業者等アンケート調査票(案)について
平成 22 年 10 月中旬～ 10 月下旬	市民、事業者等アンケート	市民 1000 件、事業者 100 件、中学生(2 年生)250 件
平成 22 年 11 月中旬	関係各課ヒアリング	—
平成 22 年 12 月 28 日	第 3 回庁内策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者等アンケート結果について 環境基本計画の体系、施策の展開、環境配慮指針、推進方策について
平成 23 年 2 月 2 日	第 3 回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者等アンケート結果について 環境基本計画の体系、施策の展開、環境配慮指針、推進方策について
平成 23 年 2 月 15 日～ 3 月 7 日	パブリックコメント	意見提出者数 3 件
平成 23 年 3 月 17 日	第 4 回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画・地球温暖化対策実行計画(成案)について
平成 23 年 3 月下旬～	パブリックコメントに対する市の考え方の公表	—

第二次 富良野市環境基本計画・地球温暖化対策実行計画

平成 23 年 3 月
(平成 29 年 3 月変更)

富良野市 市民生活部 環境課

富良野市弥生町 1 番 1 号
TEL : 0 1 6 7 - 3 9 - 2 3 0 8
FAX : 0 1 6 7 - 2 3 - 1 3 1 3